

令和3年第1回岩泉町議会定例会
条例補正予算審査特別委員会会議録目次

第 1 号 (3月1日)

出席委員	1
欠席委員	1
委員会に出席した事務職員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
委員会日程	3
開会の宣告	5
委員長の互選	5
委員長の挨拶	5
副委員長の互選	5
議案第 1号 岩泉町乳幼児、児童、妊産婦及び重度心身がい害者医療費給付条例 の一部を改正する条例について	6
議案第 2号 長寿祝金条例の一部を改正する条例について	11
議案第 3号 岩泉町介護保険条例の一部を改正する条例について	12
議案第 4号 岩泉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を 定める条例の一部を改正する条例について	22
議案第 5号 岩泉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に 関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	25
議案第 6号 岩泉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運 営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための 効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する 条例について	27
議案第 7号 岩泉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予 防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 等を定める条例の一部を改正する条例について	30

議案第 8号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例について	3 2
議案第 9号 令和2年度岩泉町一般会計補正予算(第11号)	3 3
発言の訂正	3 6
農林水産課長の発言	5 7
散会の宣告	7 2
第 2 号 (3月3日)	
出席委員	7 3
欠席委員	7 3
委員会に出席した事務職員	7 4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	7 4
委員会日程	7 5
開議の宣告	7 7
議案第10号 令和2年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	7 7
議案第11号 令和2年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	8 2
議案第12号 令和2年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第3号)	8 4
議案第13号 令和2年度岩泉町観光事業特別会計補正予算(第2号)	8 9
議案第14号 令和2年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	9 1
議案第15号 令和2年度岩泉町水道事業会計補正予算(第3号)	9 5
閉会の宣告	1 0 0
署名	1 0 1

令和3年第1回岩泉町議会定例会条例補正予算審査特別委員会記録（第1号）						
招 集 年 月 日	令 和 3 年 2 月 3 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 役 場 大 会 議 室					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 会	令 和 3 年 3 月 1 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令 和 3 年 3 月 1 日 午 後 2 時 5 0 分				
出席及び欠席委員 出席13人 欠席0人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	委員 番号	氏 名	出欠 の別	委員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	○
	2	畠 山 和 英	○	10	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひ と み	○	11	畠 山 直 人	○
	4	八重樫 龍 介	○	12	三田地 泰 正	○
	5	三田地 久 志	○	13	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟 次 郎	○			
	7	坂 本 昇	○			
	8	三田地 和 彦	○			

正副委員長氏名	委 員 長	三田地 久 志	副 委 員 長	八重樫 龍 介
委員会に出席 した事務職員	事 務 局 長	箱 石 良 彦	副 主 幹 兼 議 事 係 長	大 森 淳 一
	主 査	石 垣 直 美		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	佐々木 宏 幸
	教 育 長	三 上 潤		
	総 務 課 長	三 浦 英 二	政策推進課長	三 上 久 人
	会計管理者兼 税務出納課長	中 川 英 之	町 民 課 長	山 岸 知 成
	保健福祉課長	田 鎖 英 明	経済観光交流課長	馬 場 修
	農林水産課長	佐々木 修 二	地域整備課長 兼復興課長	佐々木 真
	上下水道課長	三 上 訓 一	消防防災課長	和 山 勝 富
	教 育 次 長	三 上 義 重	政策推進課参事	應 家 義 政
そ の 他 の 関 係 職 員				
委 員 会 日 程	別紙特別委員会日程のとおり			
委員会に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和 3 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 条 例 補 正 予 算 審 査 特 別 委 員 会

委 員 会 日 程 (第 1 号)

令 和 3 年 3 月 1 日 (月 曜 日) 午 前 1 0 時 0 0 分 開 会

1. 開 会

2. 委 員 長 の 互 選

3. 委 員 長 の 挨拶

4. 副 委 員 長 の 互 選

5. 付 議 事 件

- (1) 議案第 1 号 岩泉町乳幼児、児童、妊産婦及び重度心身がい害者医療費給付条例の一部を改正する条例について
- (2) 議案第 2 号 長寿祝金条例の一部を改正する条例について
- (3) 議案第 3 号 岩泉町介護保険条例の一部を改正する条例について
- (4) 議案第 4 号 岩泉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- (5) 議案第 5 号 岩泉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- (6) 議案第 6 号 岩泉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- (7) 議案第 7 号 岩泉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- (8) 議案第 8 号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例について
- (9) 議案第 9 号 令和 2 年度岩泉町一般会計補正予算 (第 1 1 号)

6. 散 会

◎開会の宣告

○年長委員（三田地和彦君） ただいまから条例補正予算審査特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立いたしました。

（午前10時00分）

◎委員長の互選

○年長委員（三田地和彦君） これより委員長の互選を行います。

お諮りします。委員長の互選については本職より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○年長委員（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定いたしました。

本委員会の委員長には、5番、三田地久志委員を指名します。

三田地久志委員長と委員長を交代いたします。

ご協力ありがとうございました。

〔委員長の交代〕

◎委員長の挨拶

○委員長（三田地久志君） 皆さん、おはようございます。ただいまご指名いただきました三田地久志でございます。

本特別委員会には、付託された案件が条例8件、補正7件でございます。皆様の慎重審議をお願い申し上げたいと思います。

なお、議事の進行については特段のご協力をお願い申し上げます。

それでは、座らせていただきます。

◎副委員長の互選

○委員長（三田地久志君） これより副委員長の互選を行います。

お諮りします。副委員長の互選については、本職より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定いたしました。

副委員長には、4番、八重樫龍介委員を指名します。

◎議案第1号 岩泉町乳幼児、児童、妊産婦及び重度心身がい害者医療費給付
条例の一部を改正する条例について

○委員長（三田地久志君） これより審査に入ります。

議案第1号 岩泉町乳幼児、児童、妊産婦及び重度心身がい害者医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） それでは、議案第1号 岩泉町乳幼児、児童、妊産婦及び重度心身がい害者医療費給付条例の一部を改正する条例についてをご説明申し上げます。

今回の改正は、医療費給付の対象を拡大し、併せて所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものであります。

これまで乳幼児、児童医療費給付事業については、出生の日から中学校卒業までを対象に給付してまいりましたが、これに18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者まで拡大しようとするものであり、言い換えますと、高校生の世代まで給付対象にしようとするものであります。

また、事業名称につきましては、これまでは小学校就学前を乳幼児、小学校就学後から中学校卒業までを児童と使い分けておりましたが、このたびの対象者拡大に合わせまして、出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を「子ども」と定義づけまして、子ども医療費給付事業と改めるものです。

それでは、お手元の参考資料、新旧対照表を御覧ください。1ページをお開き願います。初めに、この条例の名称を「岩泉町子ども、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例」に改めるものであります。

第1条では、名称の改正に伴い、「乳幼児、児童」を「子ども」に改めるとともに、用字用語の整理を行うものであります。

第2条第1項では、「乳幼児」と「児童」の定義を「子ども」として改め、対象者を整理するものであります。これに伴いまして、現行の同条第1項第3号から第10号までをそれぞれ繰り上げるものであります。

次に、2ページをお開き願います。第3条、第5条及び第6条につきましては、「乳幼児及び児童」を「子ども」に改めることに伴っての所要の整備を行うものであります。

次に、第10条第1項ですが、対象者のうち、出生後中学校を卒業するまでの者及び妊産婦については受給者証を窓口で提示することにより、給付分を差し引いた額で支払いができる、いわゆる現物給付となっていますが、今回拡大しようとしている高校生世代及び重度心身障がい者は、一旦一部負担金を支払い、その後役場窓口で給付申請を行う、いわゆる償還払いの方法となります。この給付申請が必要な受給者を明確にするため所要の整備をするものであります。

続いて、3ページ目、下段の岩泉町福祉医療資金貸付基金条例の一部改正でございますが、「乳幼児、児童」の名称を「子ども」に改めることに伴いまして、この条例の第3条第1項第1号で規定している条例の名称を整理するものであります。

2枚目の改正文にお戻りください。下段の附則により、この条例は、令和3年8月1日から施行するものであります。

また、経過措置といたしまして、改正後の岩泉町子ども、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例によるものであります。

準備行為といたしまして、受給者証の交付申請手続その他受給者証の交付に必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができるものであります。

最後でございますけれども、先ほど新旧対照表でもご説明申し上げましたとおり、本条例の改正に伴いまして、岩泉町福祉医療資金貸付基金条例の一部を併せて改正するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしく願います。

○委員長（三田地久志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、会議録調製の関係から、課長等以外が答弁する場合には、総括室長あるいは室長等から答弁させる旨申し出て、委員長の許可を得てから発言するよう、またマイクを

持って発言するようご協力をお願いします。

次に、委員の皆様申し上げますが、説明者に対する質疑は、なるべく簡潔明瞭をお願いします。
会議録調製の都合から、発言の際は議席番号を言ってから発言をお願いします。

また、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードに切り替えるようお願いします。

これから議案第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） おはようございます。確認をさせていただきますが、高校生並びに18歳以下
ということは理解しましたが、これも確認で、例えば住所はあるけれども、他町村の高校とかに入
学して、本人は岩泉町に在住していない場合は対象になるのかどうかをお願いします。

○委員長（三田地久志君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

原則的に岩泉町民に対して実施するものでありますが、岩泉町民というのは住所がある方を岩泉
町民というふうに認識しますので、今の例からいきますと、その方は給付の対象に含まれるという
ことになります。

○委員長（三田地久志君） 7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 了解しました。そうすれば、高校生であろうが、18歳以下で他町村で働いて
いても、岩泉町民としての資格を有して、住所があれば、それはなると。

反面、親は岩泉町民であるけれども、たまたま都合があって他町村の学校に入学して、親戚のと
ころに行って住所を持っていったということになれば、今の説明ですと、もうやむなく住所が離れ
たと同時に、こういう医療費の対象からは外れるということの確認をお願いします。

○委員長（三田地久志君） 山岸課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

今の話にあったとおり、住所がない方については対象となりません。住所がある市町村でも同様
にこういった制度があるかと思えますけれども、そちらのほうの対象となるものであり、その市町
村で仮に高校生を実施していなかったとなれば、残念ながら対象にはならないということになりま
す。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 6番、林崎委員。

○委員（林崎竟次郎君） 18歳以下の医療費給付が始まるということで、全県的には18歳までの現物給付の、それに向けてのスタートというか、取組が始まっていくわけですが、岩泉町もやはりその15歳以上18歳までの現物給付の検討を進めていったほうがいいと思います。

それから、もう一つですが、全県的には医療費助成の所得制限といいますか、それを取っているところが市町村で少数派になってきています。財政は確かに厳しいのですが、当町でもやはりその課題に向けて取り組んでいかなければならないと考えます。この点について、どういうふうを考えていくのか、その点をお願いします。

○委員長（三田地久志君） 山岸課長、どうぞ。

○町民課長（山岸知成君） お答えいたします。

まず現物給付についてですけれども、中学生までについては既に県内で現物給付化となっております。と申しますのは、県内の市町村全てが中学生までは既に医療費助成の事業を実施しております。全県をまとめてできるという環境が整っているために中学生まではそのとおりとなっております。

高校生についてですけれども、議案の説明の中でも申し上げましたとおり、今のところは償還払いというような方法を取らざるを得ないわけですが、これについてはまず1つは、県内の全市町村の足並みがそろわなければ難しいというところがあります。さらに足並みをそろえた後に事務的な流れとして、国保連を通じて各医療機関に給付するわけですが、国保連とかその辺のシステムであるとか、足並みのこともありますので、岩泉町だけでこの検討を進めることはちょっともう無理な状況となっております。県内の状況を見ながら、県内全体でできるようであれば、その際にはそれに乗るように考えてまいりたいというふうに思っております。

次に、所得制限についてですけれども、岩泉町の場合、所得制限はしておりませんが、所得によって差をつけております。住民税非課税世帯については全額給付しておりますが、住民税の課税世帯については一月当たり、1医療機関当たりですが、通院が1,500円、それから入院が5,000円のそれぞれ負担を求める形となっているところです。このように、我々としては各世帯の経済力に応じた負担というのはしていただく必要があるというふうに考えておりますので、当面これをなくするという事は考えていないところです。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 6番、林崎委員。

○委員（林崎竟次郎君） 県内の30市町村のうち、この2月、3月議会で18歳までの医療費の給付については足並みがそろっているのではないかと、そういうふうを考えています。そうなるからの課題になるわけなのですが、その点はしっかりとつかんでおいて進めてほしいと思います。これは、要望です。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 12番、三田地委員、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） 私の考えでは、この条例は単純に給付要件の年齢を引き上げるといいますか、そういうことだと思っておったのですが、この条文の10条ですか、こここのところに受給者の右側に括弧書きで15歳というのが依然として残っているわけ。私は、単純に考えれば、18歳で通るのではないかなと思うのですが、この15歳という文言を残した理由は何なのかをお願いします。

○委員長（三田地久志君） 山岸課長、どうぞ。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

この第10条は、先ほどから話をしております償還払いのほう、窓口で申請が必要な方を明確にするために設けたものでありまして、15歳までの方は申請をしなくても受給できるわけですが、15歳を超えて、いわゆる高校生世代については申請が必要になるというようなことで、そこを整理したものですので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（三田地久志君） 12番、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） 分かれと言われても、払うほうにすれば、これは一括して重度心身障害者も子供も全て受給者ということであってあるわけ。そこで、もう少し分かりやすい条例にしたほうが混乱を招かないのではないかなと思って、それでお聞きしましたが、窓口において、何か医療機関等々でトラブルが起きる懸念があると思って質問したのですが、そういうことは事前に何かの方法で分かるような対応を取るのかどうかお伺いします。

○委員長（三田地久志君） 山岸課長、どうぞ。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

委員おっしゃるとおり、ちょっとこの条文はなかなか理解し難いというようなところで、私も説明の方法はかなり苦慮して説明というか、考えたのですが、その辺まず分かりやすくということなわけですが、受給者証の中にどういった方法の給付になるかというのを記載しておりますので、そこで分かるような仕組みになっております。

以上です。

○委員長（三田地久志君） ほかには質疑ないでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） それでは、質疑を終わります。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第2号 長寿祝金条例の一部を改正する条例について

○委員長（三田地久志君） 議案第2号 長寿祝金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） それでは、議案第2号 長寿祝金条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の一部改正は、長寿祝金の対象者の要件を整理するため、この条例を制定しようとするものでありますが、当町においては岩泉町内に居住する100歳の方と、岩泉町以外の介護施設等で生活するいわゆる住所地特例者も対象としています。県内他市町村においても、当町の長寿祝金と同様の給付を行っている市町村がありますが、1町と岩泉町を除いて住所のみの要件で実施しているところでもあり、重複給付を避けるため、対象者の要件を整理しようとするものであります。

新旧対照表を御覧ください。これまでの第2条第1項で町内居住者を規定し、第2項で住所地特例者を規定しておりましたが、改正後の第2条で、本町に住所があることを規定しております。

2枚目の改正文にお戻りください。附則により、この条例の施行期日は、令和3年4月1日とし、

第2項の経過措置では、この条例の施行日以後に満100歳に達する者について適用し、同日前に満100歳に達する者については、なお従前のおりとする旨を規定しております。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（三田地久志君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第2号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

これから議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第3号 岩泉町介護保険条例の一部を改正する条例について

○委員長（三田地久志君） 議案第3号 岩泉町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明の前に、山岸課長から資料配付の申出がありましたので、これを許可いたします。

配付をお願いします。

〔資料配付〕

○委員長（三田地久志君） 山岸課長、提案理由の説明をお願いします。

○町民課長（山岸知成君） それでは、議案第3号 岩泉町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

今回の一部改正は、第8期介護保険事業計画における保険料率の基準を定めるため、この条例を制定しようとするものでありますが、第8期計画の策定における給付見込額の算定においては、施設系のサービス利用が増えていること、低所得者層が多いことから、高額介護サービス費等の補足給付

が増えていること、介護報酬改定が行われることなどから、給付見込額が 7.1%の上昇を見込まれており、このことなどから介護保険制度の持続可能性を確保することからも増額の改定を提案させていただいております。

それでは、新旧対照表を御覧願います。まず第3条第1項であります。適用期間を第8期事業計画の期間である令和3年度から令和5年度までに改めるものであります。以降の保険料については、ただいまお配りしました参考資料によりご説明申し上げますので、御覧いただきたいと思っております。

この資料は、介護保険料の国で定める所得区分の第1段階から第9段階別にこれまでの保険料の経過を表したもので、今回の改定をお願いしている保険料については第8期、令和3年から5年度の欄に、改正前の金額は第7期の令和2年度に記載し、併せてこれまでの経過を載せております。

介護保険料は、3年ごとの計画期間に合わせて定めることとなっておりますが、令和元年10月から消費税が10%となったことにより、国から政令が発出され、第1段階から第3段階までの方を対象に介護保険料のさらなる軽減が可能となったことから、第7期の期間中は年度により金額が異なるものとなっております。

なお、新旧対照表においては、第3条第1項の各号において、さらなる軽減を実施する前の金額を、同条第2項から第4項において、さらなる軽減を実施した後の金額を載せております。

今回ご提案させていただいている介護保険料についてですが、給付見込額を基に算定した結果、基準となる第5段階においては年額8万2,800円、月額では6,900円とさせていただいており、令和2年度と比較して年額で6,000円、月額で500円の新たな負担をお願いするものとなっております。

第5段階を基準としまして、このほかの段階では法及び法令で定める割合により算定しております。

低所得者層となる第1段階から第3段階までは、先ほど説明しましたさらなる軽減を実施しますが、第1段階では2万4,840円となり、令和2年度と比較しますと1,800円、月額にして150円の増の負担をお願いするものであります。

第1段階の方に、これまでお願いしてきた年額は、第6期3万1,860円、第7期の平成30年度には3万4,560円、消費税が10月から増税された令和元年度は2万8,800円、令和2年度2万3,040円で、今回提案している年額が2万4,840円とさせていただいているところであり、増額することには間違いありませんが、さらなる軽減を実施することで、低所得者に対しては配慮させていただ

ております。

第2段階以降は、ここに記載のとおりであります。先ほどから話をしておりますさらなる軽減を受けることができるのは第3段階までであり、第4段階以降は、それぞれここに記載のとおり、増額をお願いするものです。

今回の改定に当たり、今後も介護給付費の増加は見込まれており、増額をせずに現行の保険料とする場合、3年後の第9期の算定においては、第8期の赤字分も含めて介護保険料を算定することとなります。この場合、急激に増加した保険料の負担を求めることが考えられ、今回このような負担をお願いするものであることをご理解いただきたいと思っております。

2枚目の改正文にお戻りください。附則により、この条例の施行期日は、令和3年4月1日とし、経過措置としまして、改正後の第3条の規定は令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によることを規定しております。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（三田地久志君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第3号について質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、島山委員。

○委員（島山和英君） この件については、一般質問もしましたし、またこの前の全協でもご説明がありました。ただ、この額が改定ごとに上がっていきます。それで、どんどん上がっていくわけですので、これはやっぱり町民も、また上がるのかというふうなことを思っているかなと思います。

そこで、確認も含めて、この上げなければならない理由と申しましょうか、今説明があったわけですが、これについて確認をさせていただきます。

まず、この上げなければならない理由が、介護サービスの給付の増額ということのご説明がありました。もう一つが、介護報酬の改定が、これも3年ごとに改定があります。それで、この理由の介護サービスの給付が増大すると。この増大する内容について、利用者が本当に増えていくのかと、それらについてまずご説明していただければと思います。

○町民課長（山岸知成君） 根木地主査。

○委員長（三田地久志君） 根木地主査、答弁。

○長寿支援室主査（根木地智和君） お答えいたします。

サービス給付費についてですけれども、現在14億5,000万円のところでありますけれども、今回

報酬改定が0.7%、これによる影響額が1,000万円程度、あとは総合事業の関係なのですけれども、要支援の方が利用するデイサービス、こちらが利用者が増えているということで600万円の増、あとはそのほかで高額施設に係る高額とか、そういったところでサービス給付費のほうが増額となっております。

報酬改定が特に大きく影響するということもありますけれども、あとは働いている方の処遇改善加算、こちらがさらに強化されることとなりますので、さらに給付のほうがそこで影響を受けるという形になります。

利用者についてでございますけれども、認定者数が横ばいという形で推移する予測となっております。第8期を超えれば、あとは減少の見込みとなっておりますけれども、サービス給付費は上がりますけれども、第1号被保険者が減っていくということで、1人当たりの負担額が増えるということで値上げせざるを得ないかなという状況が続いているということになります。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 2番、畠山委員、どうぞ。

○委員（畠山和英君） なかなか分からないところもありますけれども、今度介護報酬が改定になります。そして、利用者も何か減っているために、今度これを改定もするというふうな報道等もされておりますけれども、利用者はやっぱり増えるのですか、その再確認をお願いします。

○町民課長（山岸知成君） 根木地主査。

○委員長（三田地久志君） 根木地主査。

○長寿支援室主査（根木地智和君） お答えいたします。

利用者自体は横ばいで徐々に下がっていくという状況となります。実際認定を受けている方が、75歳以上が約9割ということになりますので、やはり支援が必要になってくる後期高齢者という方が当町の場合は人口比率からも高い状況が続いておりますので、介護の給付の部分について、利用者についてはあまり変わらないかなという状況となっております。

○委員長（三田地久志君） 2番、畠山委員、どうぞ。

○委員（畠山和英君） ちょっと中に入っていきますが、先ほど説明があった軽減ですけれども、この低所得者と申しましょうか、第1段階から3段階まで軽減すると。これは、仕組み的にこれだけをやらなければ駄目なのですか。全体と一緒にやるというふうなことで……失礼、そうでなくて、すみません。そうしますと、この影響によって6段階、7段階、8段階、9段階のこの方への影響

が出ますか。その辺、まずお願いします。

○委員長（三田地久志君） 山岸課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

第1段階、第2段階、第3段階につきましては、国の政令で、この3つの段階について軽減がで
きますよと。それは、市町村判断によってできることとされているため、先ほどの説明の中であ
えて「配慮」という言葉を使わせていただきましたけれども、国の基準では第3段階までとなっ
てお
りまして、ここで軽減した分については、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1、それぞれ
負担し合う仕組みになっておりますので、そこで補填されるために第4段階以降への影響はござ
い
ません。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 2番、畠山委員、どうぞ。

○委員（畠山和英君） それから、大震災とか、あるいは台風での減免がありますが、これの影響は
料金に、それぞれ保険料にこれが影響しているというふうに前お答えいただきました。であれば、
どのぐらいの額が今減免されていて、そうすればこの料金に、給付費に、保険料に影響しているの
か、まずお願いします。

○委員長（三田地久志君） 山岸課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

まず、令和元年度の数字になりますけれども、減免した総額は2,500万円ほどとなっております
て、これが介護保険料に影響した額、介護保険料額としましては、第5段階において120円の影
響
があったというふうに試算しております。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 2番、畠山委員、どうぞ。

○委員（畠山和英君） すみません、もうちょっとだけ。

今回介護報酬が改定になって、これが料金に影響していると、保険料に大きく影響しているとい
うふうなご説明でありました。この介護保険料の大きな改定の内容、そうしますと、その事業者は
改定することによって経営がよくなると申しましょうか、収入が入りますので、いいかなと思いま
すが、利用者にとってはこの保険料と、また利用料金も上がるのかなとは思いますが、やっ
ぱりそうなるのですか、そのところ。

○委員長（三田地久志君） 山岸課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

まさにそのとおりでございまして、施設側は収入が増えますが、利用者側は利用料金と介護保険料に影響が出るというような仕組みになってございます。

○委員長（三田地久志君） 2番。

○委員（畠山和英君） それで、もう一つの事業所のほうでは、介護する人の人材確保が今できないというようなこと言われているようでありますが、また待遇改善がされることによって、それも確保するというふうなこともあるわけですが、この介護報酬の改定について、これらの内容については、これらも改善がされているものでしょうか、お願いします。

○町民課長（山岸知成君） 根木地主査。

○委員長（三田地久志君） 根木地主査、答弁をお願いします。

○長寿支援室主査（根木地智和君） お答えいたします。

人材確保に絡んでですけども、処遇改善加算という部分が賃金に影響してくるんですけども、こちらが今まではそれぞれ事業所によって配分という形だったんですけども、人を確保するという観点から、より高く報酬をみんなに分けるとするか、事業所判断で分けることになるんですけども、そうやって人材確保を続けていただけるようにということで、それぞれ事業所のほうで頑張っているという状況で、今回の介護報酬についても、特に人材確保のところに力を入れた報酬改定となっております。

○委員長（三田地久志君） 2番。

○委員（畠山和英君） ありがとうございます。

この収支の状況で、今回この額をやむを得ず上げなければならないというふうなご説明かと思えますけれども、そうしますと、今やる8期の事業経営、介護の経営については、大体赤字を出さないでやれるかなと、そういうことかなというふうな今の説明で解しました。そうなのでしょうか、お願いします。

○委員長（三田地久志君） 山岸課長。

○町民課長（山岸知成君） 保険料の算定においては、基本的に赤字は出さない方向では考えております。ただ、逆にあまりにも剰余金が増え過ぎてしまうのも、それはそれで問題ですので、一応その辺については配慮させていただいたつもりではあります。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 4番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） ここで、施設の入所者の介護度が改善された事例等は報告されておりますか、お伺いします。

○町民課長（山岸知成君） 佐々木長寿支援室長。

○委員長（三田地久志君） 佐々木長寿支援室長。

○長寿支援室長（佐々木 仁君） お答えいたします。

施設にも種類がございまして、ご質問あった部分の施設のくくりの中で言うと、特別養護老人ホームのような介護度の重い方についてはなかなか実際改善というのは難しいのが実態でございます。ただ、ふれんどりーさんのような介護老人保健施設ですか、そちらのほうになると、施設の目的が、元気にして、リハビリをして家に帰すということで、介護度が改善されたという事例で話は伺っているところです。

○委員長（三田地久志君） 4番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） その事業者にとってみますと、介護度が改善されると、介護報酬が、事業所所得のほうが減ってしまうというジレンマがあるわけですが、職員の方たちのサービス提供の質の向上を高める上においても、改善された場合に何らかの補助等をその施設に出すというような考えはございませんか。

○委員長（三田地久志君） 山岸課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えいたします。

今お話があったとおり、施設に入所した際の介護報酬というのは、介護度3よりは4が高く、4よりは5が高いというような設定になっております。一方で、5の方が3になったであるとか、そういったような事例はあるところではあるのですが、介護保険制度の仕組み上、市町村で独自の単価というのは、設定はかなり難しいところでありまして、すぐには言えないような状況でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（三田地久志君） 4番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 難しいとは思いますが、都会のほうではそういう補助をやっている自治体もあるようでございますが、ぜひ今後検討して、どうしても事業所にとっては介護報酬で成り立っているわけなので、入所者の介護度が改善されることにより収入が減るといった逆の現象が起

きていると思われますので、ぜひその辺を検討していただきたいと思います。これは、要望です。

○委員長（三田地久志君） 13 番。

○委員（野館泰喜君） 先ほどの説明の中で、8期以降は認定者数が減少していくという、そういう話がありましたが、それによって介護保険料の推移というのはどのような予想がされますでしょうか。

○町民課長（山岸知成君） 根木地主査。

○委員長（三田地久志君） 根木地主査、どうぞ。

○長寿支援室主査（根木地智和君） お答えいたします。

認定者自体も減ってはいくのですけれども、第1号被保険者が減ります。給付費も今がピークか、第8期がピークになりそうという予測ではありますけれども、やはり第1号被保険者、支える側のところの人数が減っているということもありまして、20年後までの推計を今回出しているのですけれども、基準額で申し上げますと、2030年、10年後は8,200円、2040年が約9,600円となる見込みで今のところ推計されているところです。

○委員長（三田地久志君） 13 番。

○委員（野館泰喜君） そうすると、あまり下がっていくというイメージではないというふうに捉えてよろしいですね。

それで、次の質問をしたいのは、現在の町内における老老介護の実態は、数として捉えているでしょうか。

○委員長（三田地久志君） 山岸課長。

○町民課長（山岸知成君） 前段のほうの、すみません、趣旨がちょっとあれでしたけれども、介護保険料はまず上がっていく、今のところはそういうような見込みになっております。現在の制度が継続した場合ということにはなりますけれども。

それから、労働力の状況についてですけれども、今回介護保険の……

○委員長（三田地久志君） 課長、老老介護の状況という……

〔「老老介護」と言う人あり〕

○町民課長（山岸知成君） 失礼しました。

○委員長（三田地久志君） 課長、前段の質問についても、説明が、今がピークで、だんだんに下がっていく見込みというような説明だったと。それに対しての質問だったのだけれども、答弁がちょ

っと違うような気がするのですが、もう一度そこを整理していただけますか。

〔「もう一回」と言う人あり〕

○町民課長（山岸知成君） すみません、申し訳ありません。

○委員長（三田地久志君） 13番。

○委員（野館泰喜君） 前段の質問は、8期以降認定者数が減っていくという説明がありました。認定者数が減っていくということは、サービス量の全体も減っていくというふうに捉えると、介護保険料は上がらないのではないかなという思いで質問しました。

そして2番目は、老老介護の実態を数として捉えていますかという質問です。

○委員長（三田地久志君） 山岸課長。

○町民課長（山岸知成君） 大変申し訳ございませんでした。

給付費自体については、全体とすれば、給付費とすれば少しずつ下がっていきますので、客観的な捉え方もしれませんが、介護の量については、それについても下がっていくというところですが、ただ、問題として挙げられるのは、若い世代も同様に減っていきますので、介護従事者の問題については今後も続いていくというふうに考えております。

次の老老介護については、佐々木長寿支援室長から答弁させます。

○委員長（三田地久志君） それでは、佐々木長寿支援室長。

○長寿支援室長（佐々木 仁君） お答えいたします。

すみません、老老介護の実態の数的な部分ですけれども、今手持ちのところで細かい数字の部分はありませんけれども、実態としてまず高齢者の調査というのですか、特にも、うちは老老というよりも、老老も含めた独居高齢者の割合が結構高くなっているというところで、認定のある方については介護のサービス等につながりがあるのですけれども、ないような方々というのを町民課の調査員の方をお願いをして、高齢者の訪問をしているところです。

実際ご質問のあったそういう老老世帯の問題というのは、結構内部的に問題としては把握しているところです。最近の相談でも、全員が年金をもらって生活して、やっぱり生活がままならないということで、複合的な問題として相談を受けたりする場合もあったりしているところでございます。

○委員長（三田地久志君） 13番。

○委員（野館泰喜君） これを聞いたのは、最近の世の中を見ていると、流れとして安易に介護サービスに流れている風潮は明らかにあるかと思えます。非常にいい制度なので、ただ片方で数は少な

いかと思いますが、家族の中で頑張っていてサービスを受けなくて、客観的に見れば要介護のレベルにありながらも頑張っている家庭があります。そこで、そういう家庭に対して支援金のような制度はありませんか。

○委員長（三田地久志君） 山岸課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

今までもある制度ではありますけれども、要介護4、5の方を、難しくなるので、簡単に説明しますけれども、最小限の介護サービスでやっていただいている家族の方に給付する報奨金的なものがございます。あわせて、今までもおむつの給付であるとか、そういったものについても手厚くやっているつもりです。これをさらに手厚くするというようなところは、今のところ打ち出してはおりませんが、ちょっと研究してみたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（三田地久志君） 7番、坂本委員、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 1点お願いします。

4日の一般質問でもこの介護保険を取り上げておりましたので、今で大分理解が深まってきました。

それで、1つだけですが、実はこういうふうに町の実態でいくと、岩泉町のような自治体ですと高齢化が進み、若年層が減っていくと。その度合いが高いと。ただ、県全体の盛岡市をはじめという都市部であれば高齢化も抑えられ、その負担する人たちも多くて介護保険料を抑えられるのではないかとこの介護保険会計そのものを広域というか、岩手県全体というふうなことで組立てて移行するという考えがそろそろ出てきてもいいのではないかとと思うのですが、そういう動きはまだありませんか。

○委員長（三田地久志君） 山岸課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えいたします。

介護保険の発足当初には、そういった考え方もございまして、市町村によっては広域行政組合的なものをつくってやっている市町村もございましたが、その後そういったような動きは今のところございません。ただ、今後国保もそうなわけですけれども、そういった保険者のくくりが大きくなっていくというような検討は国からも進んでいくのではないかなというふうには考えております。

以上です。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） これで質疑を終わります。

これから議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

それでは、コロナの感染予防対策のため、換気を行います。

11時5分まで休憩します。

休憩（午前10時54分）

再開（午前11時05分）

○委員長（三田地久志君） ただいまから条例補正予算審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

◎議案第4号 岩泉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
等を定める条例の一部を改正する条例について

○委員長（三田地久志君） それでは、議案第4号 岩泉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） それでは、議案第4号 岩泉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてですが、説明に先立ちまして、本条例は第5号から第7号議案までの4つの議案と関連がありますことから、事前に配付した共通の関連資料により、それぞれの議案に係る概要等についてご説明いたします。

まず、今回改正を要する各基準等を定める条例につきましては、地域の自主性を強化し、自由度の拡大を図ることを目的とした地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律、いわゆる地方分権一括法の公布を受け、県から介護保険のサービス事業所の指導、監督権限の一部が町へ移譲されたため、町がその事業所の指定に必要な基準等を定めているものでございます。

今回の一部改正は、3年に1度の報酬改定に合わせて、町が基準としている国の基準も改正されたため、条例の一部を改正しようとするものであり、その概略につきましては、1ページ目の表に表しております。

2ページ目を御覧ください。改正する項目については、原則として国の基準に基づいた改正としています。国の基準は、その内容によって従うべき基準、標準及び参酌すべき基準の3つに区分されています。従うべき基準は、基準省令と異なる内容を定めることが基本的にできないことから、改正省令どおり条例を改正します。また、標準、参酌すべき基準は、町独自の基準を設けるほどの地域の特殊性が認められないことから、国の基準どおりに改正します。

なお、今回提案させていただいた4つの条例により、町として既に指定している事業所といたしましては、現在11事業所となっております。その状況を2ページ、下段の表に表しております。このうちグループホーム2事業所につきましては、介護予防の事業所としての指定も併せて受けていることから、2か所に記載しております。

関連資料の最後のページ、A3判の改正項目整理表を御覧いただきたいと思います。この表は、左側に番号を記載し、国の改正項目を載せておりますが、それぞれの改正項目が今回の4つの条例改正と介護サービスの類型、町内の対象事業所ごとにどのように関連してくるのかを示したものとなります。主な改正点といたしましては、新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で、感染症や災害への対応力強化を図るとともに、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、地域包括ケアシステムの推進、自立支援・重度化防止の取組の推進、介護人材の確保、介護現場の革新、制度の安定性、持続可能性の確保を図るため、資料にありますように、28点が主立った改正内容になってございます。

これらの改正点のうち、2つほどに絞って説明させていただきます。6ページをお開きください。改正内容11、計画作成担当者の配置基準の緩和ですが、この基準は従うべき基準となっております。認知症グループホームの基準となりますが、これまでは介護支援専門員である計画作成担当者、い

わゆるケアマネジャーさんの配置について、ユニットごとに1名以上配置する必要がありました。これを事業所ごとに1名以上の配置に緩和するものとなっています。現在町内に3つの認知症グループホームがありますが、うち1つのグループホームは2つのユニットで運営していることから、今回の緩和の対象となるものです。

なお、緩和する改正であることから、経過措置等は設けておりません。

また、この改正内容に関する議案は、第5号及び第6号となっています。

次に、9ページをお開きください。改正内容の20、感染症対策の強化についてですが、この基準も従うべき基準となります。感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底を求める観点から、施設系のサービスにおいては、これまでも義務化されていた委員会の開催、指針の整備、研修の実施に加え、今回訓練の実施も義務化されることとなります。また、訪問系、通所系、多機能系、居住介護支援、居住系サービスについては、これまで求められていなかった委員会の開催、指針の整備、研修や訓練の実施が義務化されることとなり、この改正は町内の全事業所が対象となります。

なお、この改正には、3年間の経過措置が設けられております。この改正内容に関する議案は、4号、5号、6号、7号となっています。

項目を絞った説明は以上となりますが、今回の条例改正の中には、町内で実施されていないサービスも含めて改正を行っています。今後新たな介護事業所が設置されるような予定はございませんが、国で定める全ての項目において、整合性を保つ必要があることから、このような内容としています。

以上で関連資料の説明は終わります。

個別の議案に戻りまして、議案第4号 岩泉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例につきましては、要介護1から5の認定を受けている被保険者の皆様にケアマネジャー業務を通じて、サービス提供をする場合などの居宅介護支援等の事業の指定に係る基準であります。

なお、本町がこの条例で既に指定している事業所といたしましては、岩泉町社協指定居宅介護支援事業所、ふれんどりー岩泉指定居宅介護支援事業所、居宅介護支援センターすずらんの3事業所となります。

改正文、5ページの附則を御覧いただきたいと思います。この条例は、令和3年4月1日から施行するものとなっており、以下、それぞれの項目ごとに経過措置を規定しております。

以上でございます。ご審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（三田地久志君） 提案理由の説明が終わりました。

今は、4から7までの一括の説明と、審議のほうは各議案について行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第4号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） これで質疑を終わります。

これから議案第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第5号 岩泉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

○委員長（三田地久志君） それでは、議案第5号 岩泉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明があれば、山岸課長、お願いします。

○町民課長（山岸知成君） それでは、議案第5号 岩泉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、要介護1から5の認定を受けている被保険者の皆様が利用できる地域密着型サービス事業の指定に係る基準であります。改正内容につきましては、先ほどの関連資料での説明と重なりますことから、省略させていただきますので、ご了承を願います。

なお、本町で、この条例で既に指定している事業所といたしましては、認知症対応型共同生活介護として、認知症高齢者グループホームが3事業所、小規模多機能型居宅介護が1事業所、地域密

着型通所介護が3事業所という状況になっております。

改正文の附則により、この条例は令和3年4月1日から施行するものとなっており、併せて経過措置を規定しております。

以上でございます。ご審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（三田地久志君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第5号について質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 7番でございますが、結局この4号から7号まで一括提案して、そして1議案ごとというのはそのとおりでと思うのですが、ただ私からすると、どの議案でどの内容というのがなかなか分かりづらいので、行ったり来たりすることがあるかもしれませんが、そのときは教えていただくようにして。

実は、このA3の資料で、一覧表になって、岩泉町に該当……条項はありながらも、岩泉町に施設がないというふうな欄があります。これがないことによって、岩泉町では何か不具合が生じていないのかどうか。例えば定期巡回とか、夜間対応型というところには、どういう施設も岩泉町には張りついていないというふうなことで、この条例関係で不具合が、そういうものが8事業所、張りついていないのが張りついていないものですから、その点についてお伺いします。

○委員長（三田地久志君） 山岸課長、どうぞ。

○町民課長（山岸知成君） 今お話があったとおり、町内に存在していないサービスも含めて記載しているのはそのとおりでございます。

さらに、不具合が生じていないかということですが、国で定めるサービスには、それぞれによさがある規定されているものでありまして、そういったサービスが出てくることによって、介護のサービスの質が上がる部分は、そういった部分はあるものとは思いますが、現実的にそういった対応をしていただけるような事業所がなかなか存在しませんし、言い方を換えますと、いろいろサービスを入れることによって、介護保険料の増加というような部分につながることもございます。そういったところで考えておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（三田地久志君） 7番、まだありますか。

〔「終わり」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 終わりですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

これから議案第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第6号 岩泉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

○委員長（三田地久志君） 次に、議案第6号 岩泉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） それでは、議案第6号 岩泉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、要支援1から2の認定を受けている被保険者の皆様が利用できる地域密着型介護予防サービス事業の指定等に係る基準でございます。

なお、本町で、この条例で既に指定している事業所といたしましては、要支援2の方が利用できる介護予防認知症対応型共同生活介護として、認知症高齢者グループホームが2事業所という状況になっております。

改正文の附則により、この条例は令和3年4月1日から施行するものとなっており、併せて経過措置を規定しております。

以上でございます。ご審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（三田地久志君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第6号について質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 1点お願いします。資料の8ページに、これは地域密着型という対象サービスなので、議案第6号として受けてもらいたいのですが、1つは現行の栄養士に加えて、管理栄養士を加えるようになっていきます。そうすると、もう一人の栄養士の確保が必要になってくるわけですが、岩泉町の事業所では、この栄養士と管理栄養士が皆さんそろわれているのかどうか、お願いします。

○委員長（三田地久志君） 答弁は課長でいいですか。

○町民課長（山岸知成君） 根木地主査。

○委員長（三田地久志君） 根木地主査、どうぞ。

○長寿支援室主査（根木地智和君） お答えいたします。

地域密着型サービスの部分で、このサービスはございませんけれども、百楽苑さんであれば、今回管理栄養士も確保しているという状況でございます。ふれんどりーさんのところについては、まだこちらで把握していないところではありますけれども、今回義務づけとなりますので、確保に努めていると思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（三田地久志君） 7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 今施設で募集しても、看護師さんにしても、どなたもなかなか人が見つからないというふうなことなので、そのところはぜひ行政のほうでもネットワークを張りながら、こういうふうな条例に沿った人材確保には努めていただきたいと。これは、要望でございます。

その下の段で、ちょっと理解しづらいのは、その定員で、真ん中の改正内容16の分で、原則として10人以下、そして15人を超えないものとするというふうな文言なのです。逆であれば、15人以下にする、ただし原則は10人以下だということであれば分かるのですが、どうも10人と定めながら、15人を超えないものとするというのは、ちょっと理解できないのですが、この解釈はいかがでしょうか。

○町民課長（山岸知成君） 根木地主査。

○委員長（三田地久志君） 根木地主査。

○長寿支援室主査（根木地智和君） お答えいたします。

原則として10以下ということなのですが、1ユニット10名というのが基本的なものでございます。新たに整備するなど、あとケアの質を落とさないことが条件として、1ユニット15人まで可能ですよということで、人員基準の緩和に関するものとなりますので、あくまでもケアの質を落とさないことが条件ということで緩和するものでございます。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

これから議案第6号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第7号 岩泉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

○委員長（三田地久志君） 議案第7号 岩泉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） それでは、議案第7号 岩泉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運

営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、町で運営している地域包括支援センターの指定等に係る基準でございます。地域包括支援センターでは、要支援1、2の被保険者の皆様へ、いわゆるケアマネジャーの業務を行っていることから、事業所として指定するために必要な条例となります。

改正文の附則により、この条例は令和3年4月1日から施行するものとなっており、併せて経過措置を規定しております。

以上でございます。ご審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（三田地久志君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第7号について質疑を行います。質疑はありますか。

7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 1点お願いします。この資料の9ページ、10ページ辺りに、感染症の対策だとか、それから訓練の文言があります。それで、シミュレーションにせよ、3年の経過措置ということで、感染症であり、この訓練のシミュレーションは3年ということを持たないで、すぐにもこの訓練なり対応に行くべきものではないかと思うのですが、やっぱりこの3年経過を置いてからでないか措置できないのか、その点についてお願いします。

○委員長（三田地久志君） 山岸課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

今回提案させていただいている条例上は、確かにそのような内容となっております。ですが、現場のほうの状況ですけれども、既に各介護事業所が相当な緊張感を持って対応いただいているところです。ここで、条例で定める形にするのには、若干時間が必要なかもしれないですけれども、既に対応はかなりなところでやっているというような認識でございます。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） そのように、この点について緊急を要することもあるかもしれませんので、よろしく申し上げます。

最後ですが、10ページのハラスメント対策ということがあります。適切なハラスメント対策を求めることができるとなっておりますが、求めることができる規定だけなのか。ハラスメントがあつて

はいけないと思うのですが、もう少しその点についての解釈をお願いします。

○町民課長（山岸知成君） 根木地主査。

○委員長（三田地久志君） 根木地主査、どうぞ。

○長寿支援室主査（根木地智和君） お答えいたします。

ハラスメント対策については、各事業所で対策をこれまでも取っているかと思うのですが、どうしても直接的な対人サービスが多いということもございまして、利用者のお宅に1人で行くとか、そういったことでハラスメントがあるという状況です。今回の改正については、例えば訪問介護であれば、本来は1人で行くところを複数で行ったり、あとはローテーションでやったりということで、ハラスメント対策について、個人ではなくて組織として対応するということになり、ますので、こういったところで組織として、事業所として適切なハラスメント対策をまずは講じるということ、準備期間を設けているものでございます。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 報道を見ている、このハラスメントは入所者へのハラスメントとか、それから今度は介護サービス者とか、介護従事者へのハラスメントとか、多岐にわたっているように報道を受けております。ですので、行政側としても、そのところはぜひ適切な指導に入っているように、これは要望にしておきますが、お願いします。

以上です。終わります。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

これから議案第7号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをお願いします。

◎議案第8号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例について

○委員長（三田地久志君） 議案第8号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） それでは、岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、公営住宅法に基づき管理している町営住宅につきまして、復興庁設置法等の一部を改正する法律により、令和3年4月1日から東日本大震災復興特別区域法の一部が改正されること等により、合わせて改正するものでございます。

また、町営住宅の用途廃止に伴う住み替え及び収入報告についての緩和など、所要の改正も行うものでございます。

それでは、お手元の参考資料、新旧対照表を御覧ください。まず、1ページの第5条、入居者資格におきまして、東日本大震災復興特別区域法の一部改正に合わせ、東日本大震災被災者の入居資格の特例を削除し、今後入居を希望する東日本大震災による被災者につきましても、入居者資格を一般入居者と同様とするものでございます。第5条の2の入居者資格の特例は、町営住宅の用途廃止など、管理戸数の適正化を行う際に、現在の入居者が別の町営住宅への入居を希望した際に、住まいの継続性を確保するため、特例を規定するものでございます。

続いて、2ページの第13条第4項におきましては、入居者が毎年行う収入状況の申告につきまして、認知症患者や知的、精神障害者などで報告が困難な方につきましては申告を免除し、家賃を決定できるように規定するものでございます。その場合に、申告に代わる収入の確認方法を第26条の2の収入状況の報告の請求等で規定いたします。

第13条第4項での収入申告が困難な場合などにおきましては、当該入居者のほか、その雇用主や官公署に対し、町長が報告を請求できるようにするものでございます。

そのほか必要な文言等の整理をいたします。

なお、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（三田地久志君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第8号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

これから議案第8号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第9号 令和2年度岩泉町一般会計補正予算（第11号）

○委員長（三田地久志君） 議案第9号 令和2年度岩泉町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） 議案第9号 令和2年度岩泉町一般会計補正予算（第11号）でございます。

今回の補正につきましては、最終の補正予算となりますことから、歳入歳出とも各事業の執行の精査に伴う補正ということで行ってございます。また、新型コロナウイルス感染症に関連をした予算につきましても、併せて所要の整理を行い、一部の事業については追加の補正もお願いをしております。

それでは、歳出から主なものをご説明申し上げます。予算書の26ページをお開き願います。2款1項6目企画費、22節に復興交付金精算返還金1,249万3,000円を追加してございます。これは、

復興交付金を導入しました事業が今年度をもって終了となりますので、復興交付金基金の残額を国庫に納付をするというものでございます。

27 ページでございます。2 款 1 項 10 目諸費、18 節に公共交通事業者運行継続支援金 400 万円を追加してございます。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者の減少が見られますことから、ICカード化などの感染症対策に取り組む広域路線バス事業者に対しまして、運行継続支援金を交付する事業ということでございます。

32 ページをお開き願います。3 款 1 項 1 目社会福祉総務費、7 節に災害弔慰金 500 万円を追加してございます。これは、昨年末の除雪作業中における大川地内での死亡事故につきまして、災害救助法の規定によりまして、ご遺族に対し、災害弔慰金を支給するものでございます。

続いて、42 ページでございます。5 款 2 項 1 目林業総務費、12 節に町有林産施設代替井戸調査設計委託料 1,057 万 1,000 円を追加してございます。これは、岩泉きこの産業に貸付けをしておりますすーつ苗代工場の井戸周辺におきまして、県の河川改修工事が予定されておりますので、代替井戸を整備するために行うものでございます。この調査設計に要する経費につきましては、その全額が県の保障費の対象になるものでございます。

なお、事業につきましては、繰越事業で実施をしようとするものでございます。

次に、43 ページでございます。2 目林業振興費、18 節で木材チップ流通促進支援事業補助金 117 万 7,000 円を増額計上してございます。これは、八戸市内の新たな取引先への輸送経費に対して補助する事業ということでございましたが、計画数量より多い運搬量となつてございまして、予算の増額をお願いするものでございます。

続いて、52 ページをお開き願います。上段でございますが、8 款 1 項 5 目災害対策費、22 節に災害救助費繰替支弁精算返還金 62 万 2,000 円を追加してございます。これは、令和元年台風第 19 号災害における災害救助費繰替支弁について、対象経費の精算に伴い返還をするものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。11 ページをお開き願います。上段となりますが、1 款 1 項町民税の 2 目でございまして、法人分を 1,000 万円減額してございます。これは、台風 10 号の復旧工事の縮小等による減を見込むものでございます。

次に、12 ページでございます。13 款 1 項 4 目農林水産使用料で、わさび加工施設等使用料 772 万 9,000 円を皆減してございます。岩泉ホールディングス株式会社へ使用許可をしてございます当該施

設につきまして、原料不足等の要因から、大変厳しい経営状況となっております。畑ワサビを活用しました六次産業化という町の重要施策を進める上で、経営の安定化が不可欠でありますことから、使用料を全額免除しようとするものでございます。同じく6目土木使用料でございますが、町営住宅使用料の現年度分600万円を増額計上してございます。これは、入居世帯の増加によります増額というものでございます。

次に、14ページをお開き願います。15款2項1目総務費県補助金、1節総務費補助金にクリーンエネルギー導入支援事業といたしまして、27万5,000円を追加してございます。これは、防犯灯の災害復旧工事に対する岩手県企業局からの補助金を見込んでいるものでございます。

17ページをお開き願います。18款2項基金繰入金でございます。主要3基金についてでございますが、1目財政調整基金繰入金では2億5,267万9,000円の減額、2目町債管理基金では8,249万3,000円、3目公共施設等整備基金繰入金では1,850万円を皆減してございます。

以上で歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。第2表、繰越明許費であります。今回の繰越明許費につきましては、合計で7事業、総額2億6,231万7,000円の繰越しをお願いするものでございます。

7ページを御覧願います。第3表、債務負担行為補正でございます。まず、債務負担行為の追加でございますけれども、農業後継者支援事業補助金につきまして、令和2年度から令和7年度までの期間、300万円を限度として設定をするものでございます。

次に、変更についてでございますが、中小企業振興資金融資利子補給の期間を令和12年度まで、小規模事業者経営改善資金貸付利子補給の期間を令和13年度までに変更をしようとするものでございます。

8ページを御覧願います。第4表、地方債補正でございます。5つの起債の種別につきまして補正を行いまして、補正後の限度額の総額を11億6,740万円とするものでございます。

以上でございます。ご審査をお願いいたします。

○委員長（三田地久志君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、歳出から目ごとに、その後歳入を項ごとに審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、歳出から目ごとに、その後歳入を項ごとに審査することに決定しました。

少し早いですが、昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

休憩（午前11時44分）

再開（午後 1時00分）

○委員長（三田地久志君） ただいまから条例補正予算審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これより議事に入ります。

◎発言の訂正

○委員長（三田地久志君） ここで、発言の申出がありますので、これを許可します。

山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） ここで、午前中の私の答弁について訂正をさせていただきます。

議案第1号の審議において、7番、坂本昇委員よりやむなく住所を動かした方は医療費助成の対象とならないことによりかとの質問に対しまして、私のほうからは「住所のない方は対象外」と答弁させていただきましたけれども、このことについて訂正させていただきます。

岩泉町内に住所のない方のうち、いわゆるマル学の方、就学のために住所を動かしていても、岩泉町の国保の被保険者である方がおりますけれども、この方については岩泉町の医療費給付事業の対象となりますので、訂正をさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○委員長（三田地久志君） 質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） それでは、22ページをお開きください。これから質疑を行います。1款議会費、1項議会費、1目議会費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 続いて、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、質疑はありませんか。

7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君）　　お願いします。この会計年度任用職員の関係でお伺いします。

　　これが今年初めてということも含め、また各課にこの任用職員の報酬の減が出ておりますので、総括的なことでお伺いをしたいと思いますが、当初予算でも説明を受けましたが、当初会計年度任用職員は百何十何名と。ただ、今回年度末を迎えて精査をしたことによって何名減になったのか、何名減分の予算を減額計上しているのかという点についてお伺いします。

○総務課長（三浦英二君）　　戸来室長。

○委員長（三田地久志君）　　戸来室長。

○秘書人事室長（戸来阿紀子君）　　お答えいたします。

　　当初予算では、一般会計になりますけれども、279 人分予算計上しておりまして、今回の補正予算ではトータルで、一般会計で 253 人ですので、26 人分減額しております。

○委員長（三田地久志君）　　7 番。

○委員（坂本 昇君）　　ありがとうございました。279 名が 26 人の減と。例えば会計年度任用職員と
　　はいつでも、職員が 26 人も減になるということは、そこで行政事務とか、住民サービスに不合理
　　は生じなかったのかどうか、その点はいかがでしょうか。

○総務課長（三浦英二君）　　戸来室長。

○委員長（三田地久志君）　　戸来室長。

○秘書人事室長（戸来阿紀子君）　　お答えいたします。

　　26 人のうち、主なところがこども園の保育士、保育補助が 19 人程度となります。こども園につ
　　いては、年度当初は待機児童は生じなかったと伺っておりますが、年度途中において待機を必要とす
　　る児童が生じたと伺っておりますので、そういった部分では町民の皆様の生活に影響が出ていると思
　　われます。

○委員長（三田地久志君）　　7 番。

○委員（坂本 昇君）　　分かりました。そのうちの保育士さんが 19 名ということで、これは例年保育
　　士さんの募集に対しての応募が少ないのが課題となっております。ですので、この轍を踏まぬよう、
　　今子育てが非常に難しい時期にもありますので、何とか来年度は早めに保育士さんを確保してい
　　ただけるような施策と併せながら、この会計年度任用職員の確保に当たっていただければと思
　　いますが、そのお考えについてお願いします。

○委員長（三田地久志君）　　三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） 委員のご指摘のとおり保育士、あるいは保育士に限らずに、土木技師でありますとか、保健師でありますとか、なかなか今の時代、私どものほうで募集をしたことに対しての満足なご希望のほうをいただいているという現状もございます。したがって、ただ例年のとおり募集するのみではなくて、時期を考えましたり、あるいは試験の内容の簡素化も一つは考えましたり、いずれ早め早めの取組ということで、3年度は少しでも確保に向けて努めたいと、今からそういう予定をしているところでございます。どうぞ情報の発信に当たりましては、委員のほうにおかれましてもご協力をいただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○委員長（三田地久志君） 11番、畠山委員。

○委員（畠山直人君） 今の関連でお聞きします。

待機児童があったというようなことで、26人の人数が減らされたということで、これは大変重いと思うのです。それは、町でも定住化、あるいは子育て、これは町にとっても重要課題なはずなのです。これはもう、1つの課だけではなく各課横断で進めなければならない事項だと思います。

そこで、このような事態が出たということは、大変遺憾であります。これから子育てをする上で、待機児童が出て入園させられなかったというようなことになれば、共働き、そういうところにも影響が出ますし、町自体の活性化、活力もなくなると思うのです。せっかく町で定住化だ、子育てと訴えているのに、片方では保育士が見つからなくてこういう事態に至ったと。これは、大変大きな問題だと思いますので、新年度に向けてはこういうことのないような施策を打つべきと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（三田地久志君） 田鎖課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） お答えいたします。

先ほど7番委員にも総務課長のほうからお話がありました。いろんな手だてをもって行ってもらいますということに加えて、こども園のほうでも取り組んでいる部分としてご紹介して、それらをさらに強力な体制で推進していきたいなと思っております。

こども園におきましても、各園長はそれぞれの人事配置を一番考えて、そして子供たちにこども園を利用してもらおうということで取り組んでおります。そういった中で、保育士のOBの方々も活用しながら、あと地域に埋もれている有資格者の方もいろんな手だてで聞き及んで声をかけたりとか、そういった中で一生懸命取り組んでおります。それらをまた、こども園ではこども園なりにいろんなルートとかをもって取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞご理解のほどよろ

しくお願いいたします。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑がなければ、2目文書広報費。

1番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） 17節でタブレット端末の購入があります。議員全員はもちろんだと思いますが、けれども、当局側ではどこまで配付というか、タブレットをまずは使っていく予定なのか、それに係る台数、どのくらいを整備するのか教えてください。

○総務課長（三浦英二君） 石黒室長。

○委員長（三田地久志君） 石黒室長。

○総務文書室長（石黒保幸君） お答えいたします。

今回導入いたしましたのが全部で42台導入しております。うち17台分が議会分、それ以外が町当局分ということで、まず各課に1台ずつは配備できるように準備しているところです。今回議会をメインに考えておりますけれども、可能な範囲で全庁的なものでペーパーレスのできる会議を検討しながら活用してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 1番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） そうすると、後々というか、これからの予定としては、全職員がタブレットを持つような、そういった環境を整備していくのでしょうか。

○委員長（三田地久志君） 石黒室長。

○総務文書室長（石黒保幸君） お答えします。

今現在では、そこまでの検討までは至っておりません。

○委員長（三田地久志君） 1番、どうぞ。

○委員（畠山昌典君） そうすると、今は考えていないけれども、今後そういうふうなペーパーレスでしっかりとした環境を整備するということによろしいのでしょうか。

○委員長（三田地久志君） 三浦課長。

○総務課長（三浦英二君） 先ほど室長から答弁しましたとおり、職員一人一人までは今は至っていないわけですが、いずれにいたしましても来年度からはタブレットで議会とともに導入を

いたしまして、それでまずやると。その効果なり、あるいはその効力なり、そういった実益を見極めながら、拡大したほうがこれは町のためになるということであれば、それは順次進めさせていただきたいというふうに思っております。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、3目財政管理費。

2番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） ここで質問します。今回の補正見ますと、5億5,000万円の全体での補正です。今度の説明でも、今回3月で事業の整理をしたというふうな説明でもありましたが、それにしても、今回見まして、例年よりかなりの額が多いような気がするのであります。今回の補正、この5億円となった原因というのか、要因と申しましょうか、これは何かということでも伺います。

○総務課長（三浦英二君） 財政管財室長でお願いします。

○委員長（三田地久志君） 三上財政管財室長。

○財政管財室長（三上 智君） ただいまご質問のありましたとおり、今回3月補正では約5億5,000万円の減額補正をお願いしております。昨年度、令和元年度と比較しますと、昨年度でありますと約4億円の減額補正をしたところでございまして、1億5,000万円程度減額が増えておるという状況にございます。大きな要因といたしましては、やはりコロナウイルス感染症の影響によりまして行えなかった行事とか、各種研修会とかございました。この後、審査いただきます協働のまちづくり交付金では1,100万円の減額ということで、そういった事業が積み重ねになりまして、大きく減額となっております。

また、今年度このコロナ感染症のウイルス対策として、町の経済対策ということで各事業を行ってまいりました。今回3月補正ということで、今年度事業につきまして執行の状況に合わせて減額補正をしております。その額が約3,500万円となっております。今後一旦整理はさせていただくのですが、今後の新たな対策に向けて、さらに検討を進めておるという状況にございます。

ほかの要因といたしましては、今年度新たに会計年度任用職員制度が創設されまして、初年度ということで、こちらの補正が今回総額で6,500万円の減額ということで、こういった状況がございまして、今回大きな減額補正となっております。

○委員長（三田地久志君） 2番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 今ご説明ありましたように、コロナの影響で多分事業がやれなかったのが大きな要因というふうなことでのご答弁かなと思いましたが、その答弁でありました。

今説明でありましたが、コロナの関係で整理をして、また予算を考えていくということですが、どのような予定で今組まれようとしておりますでしょうか。

○総務課長（三浦英二君） 財政管財室長。

○委員長（三田地久志君） 三上財政管財室長。

○財政管財室長（三上 智君） 新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金というのが今年度、令和2年度、国の補正予算で創設されまして、私ども岩泉町もこちらの臨時交付金を導入してこれまで感染症対策、経済対策等を行ってまいりました。現時点で交付決定を受けておりますのが約4億円程度ございまして、今回3月補正で計上させていただいております臨時交付金が補正後の額で3億6,000万円程度となっておりまして、交付決定いただいております交付決定額の残りが約4,000万円となっております。こちらにつきましては、今事業を検討しておりますけれども、令和2年度の、今年度の補正予算をお願いしまして、繰越し事業として行ってまいりまして、継続した支援、早期の対策が求められる事業などに対して臨時交付金を充当しまして、継続して事業を行ってまいりたいと考えてございます。

○委員長（三田地久志君） 2番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） ありがとうございます。

それで、今のこと等を踏まえまして、3年度、詳細についてはまだ私もすっからは見ていないのですが、その予算編成に当たっての基本的な方針と申しましょうか、それについてはやっぱりコロナの影響のあるなしにかかわらず、イベントとかそういう事業は計上して、いずれやる方向で通常どおり組む考えでやっているものでしょうか。

○委員長（三田地久志君） 三浦課長。

○総務課長（三浦英二君） 若干不確定なところは当然でございますけれども、令和3年度、新年度予算におきましては、通常の業務はまずやるのだということでの組立てで、予算のほうは一旦編成はさせていただいております。

○委員長（三田地久志君） 4番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 今の質問の関連になるわけですがけれども、各種行事がコロナによって中止

になっております。それで、本町においてはどこを基準にして行事等を再開されるのか。コロナの終息等をしっかり見極めてからなのか。例えば成人式においても各自治体において、岩泉町では延期にしましたが、宮古等では行っております。その辺の判断基準をお伺いします。

○委員長（三田地久志君） 三浦課長。

○総務課長（三浦英二君） ただいまの委員のご質問には、本町といたしましては明確な基準というのは持ち合わせてはいないわけでございますけれども、これはもちろん全国の状況、県内の状況、それから近隣の市町村の状況、町内の状況等々をやはり私ども本部会議等々で慎重に協議、検討しておりますので、それらをまずそこで総合的に検討いたしまして、本部長の判断によりまして、今はその都度その都度決めているというような状況でございます。

○委員長（三田地久志君） 4番。

○委員（八重樫龍介君） 2年、3年と延期になっていくと、どうしても白けるといいますか、興ざめてくると思いますので、ワクチン接種の効果が多分現れてくると思いますので、できるだけ万全な体制で開催をするように、どうかお願いをいたしまして、これは要望でございますので、ぜひお願いいたします。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑は。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、5目財産管理費に移ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、次に移ります。6目企画費、質疑はありませんか。

1番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） 18節、町地域づくり支援協議会負担金ですけれども、今年度でこれ終了と伺っていますけれども、間違いないでしょうか。

○委員長（三田地久志君） 三浦課長。

○総務課長（三浦英二君） 今年度末をもって終了する見込みとなっております。

○委員長（三田地久志君） 1番、どうぞ。

○委員（畠山昌典君） 見ているとというか、かなりたくさんの方がこの支援協議会で何かしら働いたりとか、いろんな活動をしてきたと思うのですが、今まで延べ何人の方が活動して、そして町内に残っている方、定住した方が何人いるかというのは把握していますでしょうか。

○政策推進課長（三上久人君） 佐々木総括室長。

○委員長（三田地久志君） 佐々木総括室長。

○政策推進課総括室長（佐々木 章君） お答えいたします。

これまで岩泉町地域づくり支援協議会には、18の方が着任されております。そのうち、8名の方が現在は定住となっております。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 1番。

○委員（畠山昌典君） 8名、半分弱ですか、定住していると思いますが、地域おこし協力隊員、今十数名の方が活動していると思いますけれども、皆さんに定住していただくように、この8名の方が定住したきっかけというか、何が決め手だったのかとか、そういったことをリサーチして、皆さんが定住していただけるような対策というか、そういった支援をしていってほしいなと思いますが、その辺のところはどうでしょうか。

○委員長（三田地久志君） 佐々木総括室長。

○政策推進課総括室長（佐々木 章君） 8名のうち、半分以上は町内ご出身の方ということでございますが、定住した方の中にはご結婚をされたという方もいらっしゃいますので、あと18名のうち数名は宮古市から通ったりとかして、必ずここに一旦住んだわけではないということをご理解いただきたいと思ひますし、復興支援員と地域おこし協力隊はまた別物だということもご理解いただきたいと思ひます。

それで、地域おこし協力隊の定住につきましては、おかげさまで2の方が3年経過しましたが、こちらの方も定住しているという実績がございますし、今いる10の方たちもそのつもりで今業務を進めてもらっておりますので、引き続き定住していただくように、町としては進めてまいりたいと思ひます。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） それでは、支所費に入る前に、ここで岩泉ホールディングス株式会社の経営状況について質疑を行います。きのこ産業、総合観光も含みます。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしでいいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

引き続き質疑を行います。7目支所費。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

次に移ります。9目交通安全対策費。

10番、どうぞ。

○委員（合砂丈司君） 台風10号、数年前に大被害、道路決壊等起きましたが、同時に道路とともにカーブミラーも崩壊しましたが、最近になって道路も普代小屋瀬線中心に整備されて、舗装も整備してきましたが、カーブミラーも同時進行というか、遅れても間もなく設置すべきと思ったのですが、設置の予定はいつ頃を予定していますか。

○委員長（三田地久志君） 佐々木地域整備課長。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 台風10号の災害復旧におきましては、今県のほうでも県道等整備が進んでおりますけれども、カーブミラーについては危険箇所はご要望をいただいたときには県のほうに申入れをして、復旧を早目にやっていたいただいているところもありますので、そういった場所があれば、言っていただければそれは県のほうに要望いたしますし、もし町道等であれば、我々のほうでそれは設置は進めます。今後も復旧に合わせてカーブミラーも必要な箇所は復旧をしていくという方針でございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（三田地久志君） 10番、どうぞ。

○委員（合砂丈司君） 以前は、危険な箇所だと思って設置したと思うのです。やっぱり今もカーブはそのままですし、舗装になっていますので、車がスピード出して走っていますので、ぜひ以前あったところには設置していただきたいと思います。特にも川口方面のほうはかなり崩壊しておりますので、できるだけ早く、事故が起きてはもう遅いと思いますので、ぜひ設置を、できるだけ早く設置していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。答弁ありましたら。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 道路状況等を確認いたしまして、危険箇所、それから元あった場所、こういったものは県のほうにも申入れいたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（三田地久志君） 質疑はほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） それでは、諸費に入る前に、新規事業等概要の説明を求めます。

新規事業等概要の1ページをお開きください。

三上政策推進課長、説明を。

○政策推進課長（三上久人君） それでは、政策推進課分の補正予算、新規事業についてご説明申し上げます。

お手元の令和2年度補正予算新規事業等概要の1ページを御覧になっていただきたいと思います。事業名は、公共交通事業者運行継続支援金でございます。この支援金は、広域路線乗合バス事業者、早坂線を走るJRバスと岩泉から宮古を走ります県北バスへの感染症対策となる非接触型ICカードの導入等の取組について支援しようとするものでございます。バス事業者のほうからそのような支援の要望がございまして、町といたしまして検討いたしまして、そして旅行者等の利用者のコロナ禍の不安軽減の対応、そして来年度東北デスティネーションキャンペーンなどの開催が見込まれてございますので、盛岡、宮古からの誘客対策に資するものと判断いたしまして、町内に乗り入れている乗合バス台数に応じた支援を支援金として交付しようとするものでございます。この交付金の財源につきましては、全額新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金の活用を予定しているものでございます。

ご審査方、よろしく申し上げます。

○委員長（三田地久志君） 説明が終わりました。

10目諸費に入ります。質疑はありますか。

1番。

○委員（畠山昌典君） 14節の防犯灯の件でちょっとお伺いしますけれども、まだ設置されていない台風被害に遭った防犯灯、何台かあると思うのですが、河川改修工事に伴って、できたところから随時立てていくという説明が前にあったかと思えますけれども、長引いていて、やっぱりここはちょっと暗くて怖いな、あったほうがいいなという声も幾つか聞いております。そういった方とか、そういった場所に対して簡易的なものを設置するとか、そういったことは可能でしょうか。

○総務課長（三浦英二君） 石黒室長。

○委員長（三田地久志君） 石黒文書室長。

○総務文書室長（石黒保幸君） お答えいたします。

まず、工事の進捗を見ながら、足並みそろえて今整備しているところです。やはり移設を仮に終了としても、すぐそこが工事場所になったり、なかなか調整が難しい現状にあります。ただ、個別に情報があれば、その場所をできれば確認して、必要があればやるというような検討をするということと答弁とさせていただきたいです。

○委員長（三田地久志君） 3番、小松委員。

○委員（小松ひとみ君） 18節、先ほど説明がありました新規事業についての公共交通事業者運行継続支援金ですが、これは県北バスとJR、この近隣町村でも同じような事例、こういう予定をしているかどうかの情報はどうでしょうか。

○政策推進課長（三上久人君） 三上政策推進室長。

○委員長（三田地久志君） 三上政策推進室長。

○政策推進室長（三上 薫君） お答えいたします。

県及び沿線市町村において、全ての沿線市町村におきまして同じように導入支援を実施、または予定しているということで伺っております。

○委員長（三田地久志君） 7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 今の関連になりますが、公共交通がJRと県北バスですが、例えば町内の運輸さんとか、小川タクシーさんとか、そういうふうな場合でも同じようなのでコロナ感染防止というふうになるような気がしますが、この点についての検討はなされたのかどうかお願いします。

○政策推進課長（三上久人君） 政策推進室長。

○委員長（三田地久志君） 三上政策推進室長。

○政策推進室長（三上 薫君） お答えいたします。

町民バスにつきましては、主に児童生徒の通学や高齢者の買物、通勤時に利用されておまして、まず現在は現金よりも定期券や回数券による支払いの割合が高いこともございまして、費用対効果の面からは急いで導入しなければならないものではないと考えております。ただし、今後広域路線等での利用状況等を参考にしながら、導入時の財源等も調査し、検討していきたいと考えております。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、諸費を終わります。

11 目安家地区複合施設整備事業費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なしと認めます。

次は、12 目特別定額給付金給付費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） それでは、2 款総務費、2 項徴税费、2 目賦課徴収費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） それでは、2 款総務費、3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） それでは、4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なし。

3 目町議会議員選挙費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なしですね。

5 項統計調査費、1 目統計調査総務費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 2 目指定統計調査費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 次に移ります。6 項監査委員費、1 目監査委員費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なし。

3目老人福祉費、質疑はありませんか。なしでいいですね。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、質疑はありませんか。

7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） この1目で報酬、子ども・子育て会議委員報酬ということで半分だけです。

先ほど来子育て支援については、町の施策ですが、こういうときに大事な会議でもあると思うのですが、半数しか出席していないということになると、ちょっとその施策に反映できない部分もあると思うのですが、そこについてのご答弁をお願いします。

○委員長（三田地久志君） 田鎖課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） お答えいたします。

今回は、新型コロナウイルス感染症のほうの関係で、2回の予定を1回に集約するものでございます。

○委員長（三田地久志君） 7番。

○委員（坂本 昇君） そのときに、その1回だけの会議とはいっても、何か特色あるというか、施策に反映できるようなご意見等をいただいていると思いますが、その点についてお願いします。

○委員長（三田地久志君） 田鎖課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 今後、これからの会議になりますので、まだ皆さんからはご意見いただいていませんが、貴重な意見をいただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なしということですね。

3目児童福祉施設費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） それでは、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、質疑は

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） それでは、次に進みます。2目予防費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 次に進みます。3目母子保健費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 次に進みます。5目保健師設置費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 6目環境衛生費。質疑はありませんか。

7番。

○委員（坂本 昇君） ここで南大芦と、これが2億円なりの事業費とあります。この令和2年度の年度末を迎えるに当たって順調なのか、また工事の進捗の中身、また住民の声等がありましたらお願いします。

○委員長（三田地久志君） 三上上下水道課長。

○上下水道課長（三上訓一君） 南大芦地区の支援事業補助金についてですけれども、今年度約6,700メートルほどの配水管の敷設工事、計画どおり実施しておりまして、2月末で工事のほうを終えておるといふことで、今年度計画した分は順調に終わったというふうに認識しておりますし、この工事も3年間で行うということですので、残りについては来年度以降進めるということ、地元とも協議しておりますし、特段地元のほうから大きな要望なり、不安材料ということをお聞きしていることはございません。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 7番。

○委員（坂本 昇君） 了解しました。ぜひ予定どおり進めていただければ、住民の方も喜ばれると思います。もう一点は飲料水の個人施設ということで、180万円を見込みながら皆減されております。この理由についてお願いします。

○委員長（三田地久志君） 三上課長。

○上下水道課長（三上訓一君） お答えいたします。

まず、この予算につきましては、当初予算の段階で誰かが必ず申請するというのではなくて、

あくまでも申請があった場合、速やかな対応をするということで、1件分の計上をしておりましてけれども、今年度につきましては相談、利用実績もなかったということで、今回全額減額しておるという状況になります。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） では、次に移ります。7目健康増進費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） それでは……

〔「席替え」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） では、席替えです。

それでは、5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、質疑はありませんか。

7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） それでは、12節の委託料、長寿命化計画ですが、1,500万円取りながら、1,000万円が削減されておりますが、この内容について、それからその効果。

○委員長（三田地久志君） 佐々木地域整備課長。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） この委託料につきましての減額でございますが、これは結論から申しますと、入札の差金となります。委託の場合、入札を設計費を組みましてやっておりますが、請負率が50%、40%から50%という安価での落札になっておりまして、それによる減額補正でございますので、実際の委託としましては予定どおり完了しているということでございます。

○委員長（三田地久志君） 7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） そうすると、この農道路線は何路線を、この長寿命化計画を委託にかけたのかだけお願いします。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 委託成果で13路線となっております。

以上です。

○委員長（三田地久志君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） それでは、次に進みます。3目農業振興費、質疑はありませんか。

4番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 12節委託料で、地域振興作物実証試験委託料200万減になっておりますが、この内容をお伺いします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 佐藤農業振興室長。

○委員長（三田地久志君） 佐藤農業振興室長。

○農業振興室長（佐藤哲夫君） お答えします。

こちらの地域振興作物実証試験委託料につきましては、補正予算でお願いしましたジャンボニンニクの実証栽培の内容になります。こちらは、当初ジャンボニンニクの次期作への種の活用と、あとは黒ニンニクの試作加工という事業内容を予定して、10アールほどの試験圃場を予定しておりましたが、県への申請決定についてはこの内容で通ったわけですけれども、その後会計検査等の指摘事項等の情報もありまして、その次期作の活用につきましては、最終的にその収益につながっていく部分というのをございまして、補助事業としてちょっと適さない内容があるのではないかというような国の助言もありまして、今回次期作の種活用につきましては見送りまして、加工品の試作といった部分の内容に変更して、それによって圃場面積を、当初10アールを1アールほどにちょっと縮小して実施したというような内容での減になります。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 4番、どうぞ。

○委員（八重樫龍介君） 内容を縮小してやることはやったということでしょうか。そこを確認です。

○委員長（三田地久志君） 佐藤室長。

○農業振興室長（佐藤哲夫君） 一部当初の内容を変更した部分はありますけれども、委託内容とすれば実施しております。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 4番。

○委員（八重樫龍介君） では、その実験結果によっては、また広げていくのか、これはもう財源がないので、このままで終わるのか、そこもお伺いします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 佐藤室長。

○委員長（三田地久志君） 佐藤室長。

○農業振興室長（佐藤哲夫君） この事業につきましては、令和3年度も引き続き収穫のほうが今年の秋頃になる予定なものですから、収穫後このニンニクの加工品としての実証試験ということで、内容については、それによってこれから地域振興作物として進めていけるのかどうかという部分を検討しながら進めていきたいと思えます。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） それでは、次に進みます。4目畜産業費、質疑はありませんか。次に進みます。いいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 5目基幹集落センター等運営費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なしということですね。

7目農業農村整備事業費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） それでは、林業費に入ります前に、一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況について質疑を行います。質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

それでは、引き続き質疑を行います。2項林業費、1目林業総務費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なしですね。

次に進みます。2目林業振興費。

2番、どうぞ。

○委員（畠山和英君） ここの18節で木材チップ流通促進支援事業補助金ありますが、この内容を当初計画して、さらにこれが補正で追加しています。この内容、また多分二升石のチップのことかと思えますけれども、その状況等をお願いします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 佐々木総括室長。

○委員長（三田地久志君） 佐々木総括室長。

○農林水産課総括室長（佐々木忠明君） 木材チップ流通促進支援事業補助金の関係でございますけれども、二升石のチップ工場のほうへ、今回の新型コロナウイルスの感染症によりまして、北上のハイテクペーパーのほうにチップを輸送する業務が滞っているというところから、八戸のバイオマス燃料の出荷のほうに切り替えた分についての運賃の増し分の支援をしているところでございます。当初の計画では、1,400 トンという計画をしておったわけですが、なかなか紙の需要のほうで回復しなくて、北上への出荷の量が増えないものですから、こちらのバイオマス燃料のほうへの出荷へ切り替えて出荷しているところの増額でございます。

○委員長（三田地久志君） 2番、どうぞ。

○委員（畠山和英君） 前に北上ハイテクペーパーのほうに出荷というか、そっちにやれるかなというのを聞いたような気がしますけれども、そうしますとそっちのほうはまだ動いていないわけでしょうか。そのハイテクペーパーの状況はどうなっているかお願いします。

○委員長（三田地久志君） 佐々木総括室長。

○農林水産課総括室長（佐々木忠明君） 北上ハイテクペーパーのほうも、11月頃からもう計画的に集荷のほうを受け付けておりまして、2月までは前年より若干減っていますけれども、順調ではないのですが、チップのほうは出荷されております。ただ、3月にはちょっと激減するような形に計画はされております。4月以降につきましては、まだ見通しのほうがあまり立っていないということで、まだ計画のほうはお示しはいただいているところでございます。

○委員長（三田地久志君） 2番、どうぞ。

○委員（畠山和英君） そうしますと、チップ、あそこを見ますと、大体動いているように見えます。そうしますと、この八戸のバイオマス含めて、ほぼ大体順調に動いているのかなと見ているのですが、そうでしょうか。

○委員長（三田地久志君） 佐々木総括室長。

○農林水産課総括室長（佐々木忠明君） 前に比べるというか、前年だったり、前々年だったり、そのときと比較すれば、当然減少はしておりますが、何とか動いていることは動いております、コロナ禍の中で頑張っているところだと思っております。

○委員長（三田地久志君） 13番。

○委員（野館泰喜君） 18節のナラ枯れ対策事業補助金が皆減になっておりますが、現在の本町におけるナラ枯れの状況と対策実績をお示しください。

○農林水産課長（佐々木修二君） 八重樫副主幹。

○委員長（三田地久志君） 八重樫副主幹。

○農林水産課副主幹（八重樫昌治君） お答えいたします。

令和2年度のナラ枯れの被害状況でございますが、主に小本地区、大牛内地区、そして中里地区の一部、そして袋野地区まで侵入しております。処理量でございますが、令和2年度春、そして秋駆除分を含めまして、立米数になりますけれども、約100立米の処理を行っております。処理の方法としては、伐倒し、ナラ枯れの原因となりますカシノナガキクイムシ、こちらを殺虫する伐倒薫蒸法により行っております。

〔「被害」と言う人あり〕

○農林水産課副主幹（八重樫昌治君） 被害の場所になりますけれども、先ほどお話ししたとおりとなります。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 13番。

○委員（野館泰喜君） そうすると、100立米の処理で、上のほうにある処理委託料412万円というのがそれに当たるのですか。

それと、以前聞いたときよりも北上しているように受け止めるのですが、今後の状況あるいは予想についてはどのように捉えておいででしょうか。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 今年度のナラ枯れのほうの処理については、先ほど委員がおっしゃられた412万3,000円の委託料のほうで薫蒸処理してございます。

今後の予測につきましては、いろいろ皆さん、町民の方々から情報をいただきながら、よく分からない案件もございまして、それを県と一緒に分析をかけながら、調べながら対応しているところがございます。クイムシの種類が多くて、なかなか特定するのに困難という場合があるようでございまして、それらの件については岩泉町の内陸側のほうにも一部そういった採材がございました。現状は小本地区を中心に被害のほうは拡大し、県北のほうのエリアまで拡大している状況にはございます。これを何とか内陸のほうには進行を止めたいということで、皆さんから情報をいただきながら、結果を見ながら対策を練っているという状況でございます。

○委員長（三田地久志君） 13番。

○委員（野館泰喜君）　これがさらに広がっていった場合は、一番その被害を受ける、例えば原木なんかにはもう使えないということになるかと思いますが、被害を受ける業種というのはどういうのが想定されますでしょうか。

○委員長（三田地久志君）　佐々木課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君）　ナラ枯れですので、ナラの原木に対する影響は、やはり木炭とシイタケなのかなと。それ以外では、まきとして利用されている方々についても一部影響が生じるのかなと思います。ストーブで燃す分にはいいという話もあるのですが、これは乾燥を1年以上置いてしまうと危険性もあるのではないかなというようなこともあるので、そういった状況、もっともつと事例をつかみながら判断していかなければならないと思ってございますが、現時点ですとやはり原木シイタケ、木炭の生産のほうが影響を受けるのかなというふうに思っております。

○委員長（三田地久志君）　1番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君）　1節の報酬で鳥獣被害対策の報酬がありますけれども、鹿1頭当たりの捕ったときの単価を上げたりとかして、捕獲の頭数は増えているかと思いますが、肝腎の個体数が減少しているのか、そういったところは把握していますでしょうか。

○委員長（三田地久志君）　佐々木課長。

○農林水産課長（佐々木修二君）　お答えします。

ニホンジカの捕獲頭数については、委員ご指摘のとおり、現在令和2年度で750頭を超えてございます。ちなみに平成29年ですと300頭台ですので、倍以上になっているということで、全体の個体数については調査ができないという状況ではございますが、その捕獲頭数の実績から見て、1万6,000円の報償費によってかなりの捕獲がされてきたということは、全体としての割合はちょっと分からないですけれども、相当減少ぎみにはなっているのではないかなというふうには考えてございます。

○委員長（三田地久志君）　1番、どうぞ。

○委員（畠山昌典君）　ぜひそうなっていてほしいと私も思っているのですが、そうすると農作物に対する被害というの、捕る頭数が倍になったことによって軽減されているのか、そこら辺はどうでしょうか。

○委員長（三田地久志君）　佐々木課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君）　被害額のほうのデータ、ちょっとすみません、今持ち合わせてご

ございませんので、後ほど。皆さんのほうからの情報ですと、やはり地域で捕獲の活動をされている皆さんの効果があって、それなりにやはり効果は出ているというふうには話は伺ってございます。

○委員長（三田地久志君） 1番、どうぞ。

○委員（畠山昌典君） そうすると、当面はこの報酬で続けていく、そういった予定とか計画なのか。あと、さらなる被害の対策というのもしなければいけないのか、その辺はどうでしょうか。

○委員長（三田地久志君） では、佐々木課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） すみません、遅くなりました。1万6,000円の報償費につきましては、当初計画では令和3年度までということで実施を計画してございますので、この関係につきましては国の財源も新年度、令和3年度は一定頭数以上を超えますと、割合に応じまして若干補助がかさ上げになるということもございますので、状況を見ながら判断はしていかなければならないのかなというように思っております。

新たな対策につきましては、これまでも議会のほうからもご要望、ご意見ございました地域での取組、緩衝帯の設置につきましては、検討した中で、もうちょっと時間をいただきながらという形で今はなっておりますので、いずれはそういった形での取組は必要だなというように思っております。もう少しお時間いただきたいなと思っております。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なしですね。

では、次に移ります。4目町有林造成事業費、質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 次に移ります。5目林道維持費、質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） それでは、次に移ります。7目林道新設改良事業費、質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） それでは、ここで感染症予防対策の換気のために、2時10分まで休憩します。

休憩（午後 2時02分）

再開（午後 2時10分）

- 委員長（三田地久志君） ただいまから条例補正予算審査特別委員会を再開します。
ただいまの出席委員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

◎農林水産課長の発言

- 委員長（三田地久志君） ただいまから条例補正予算審査特別委員会を再開しますが、再開する前に佐々木農林水産課長から発言の申出があります。これを許可します。

どうぞ。

- 農林水産課長（佐々木修二君） 休憩前の中で、鹿の被害額のほうの報告ができませんでしたので、ここで報告をさせていただきます。

令和2年度については、現在集計中で、データはちょっとまだまとまっていないという状況でございますが、平成30年度と令和元年度の比較のほうを報告させていただきます。平成30年度においては被害額で約195万7,000円、令和元年度におきましてはトータルで1,102万6,000円になってございまして、このうち1,000万円がワサビのほうの被害が突出していたために、1,100万円という金額になってございます。

以上でございます。

-
- 委員長（三田地久志君） それでは、44ページをお開きください。3項水産業費、1目水産総務費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 委員長（三田地久志君） なしですね。

2目の水産振興費に入る前に、新規事業等概要の説明を求めます。新規事業等概要の2ページをお開きください。

佐々木農林水産課長、説明をお願いします。

- 農林水産課長（佐々木修二君） それでは、新規事業等概要の説明をさせていただきます。

資料は2ページになります。サケ種卵確保緊急対策事業についてご説明いたします。事業実施主体は、小本浜漁業協同組合となります。事業の目的でございますけれども、今年度のサケ漁が記録

的な不漁となり、県内のふ化場では県外から種卵を購入して種苗放流をしなければならない状況にありますことから、小浜漁業協同組合が購入するサケ種卵の購入費及び運搬費を補助することにより、海域資源であるサケの資源回復と栽培漁業の安定化を図ろうとするものでございます。

事業の内容についてですが、サケ種卵の購入に対しまして、4分の1を補助し、種卵の運搬経費については2分の1を補助するものでございます。事業費は補助金額となり、30万8,000円となります。財源は、全額一般財源となります。

以上、サケ種卵確保緊急対策事業の新規事業概要となります。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（三田地久志君） 説明が終わりました。

2目水産振興費に入ります。質疑はありませんか。

8番、三田地委員。

○委員（三田地和彦君） まず、この18節なわけでございますが、養殖共済等は今までも大変言っていただきまして、8万4,000円ほどは三角になっておりますけれども、それと三角が漁業担い手対策補助金ということで、本当はこれが100%近くであればよかったわけでございますが、なかなか厳しい、今はコロナの関係でこれもかなわなかったわけでございますけれども、今後はこれをまず100%に使うような、これは答弁のような格好になるわけですが、これはお願いでございます。

そして、先ほど課長のほうから説明をいただきましたサケの種卵確保ということで、これにつきましては北海道、秋田、山形から頂いております。このように厳しい状態で、北海道も大変厳しかったわけでございますが、何とかこれがかなり、我々のほうも半分以下の遡上を張っていなかったものですから、厳しい状態で、役場自らのほうからありがたくこれを助成したいということでございますので、何とか議員さんのほうからは素直に、本当はもっと多ければよかったのですが、2分の1に目をつむるわけでございますが、この補正は目をつむって承認していただきまして、令和3年のほうをもっと多く町のほうでも計画をして、その資料は出ているわけだと思いますけれども、何とかお願いしたいと思いますが、今後漁業についての補助のアップを考えているのかどうか、ご答弁をお願いしたいと思います。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 令和3年度以降につきまして、令和3年度については新年度予算を今議会のほうに提案している段階でございますが、令和3年度におきましても事業については支

援のほうは継続検討でしていきたいということで、内容はサケの種卵以外の種苗に関する対策ですとか、あるいは磯焼け対策ですとか、あとはウニの移殖事業ですとか、そういった形で総合的な支援をしながら、海のほうの活性化のほうにつなげていきたい、経営継続につなげていきたいというふうに考えてございます。引き続き頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○委員長（三田地久志君） 8番、どうぞ。

○委員（三田地和彦君） 大変ありがとうございました。力強いご答弁をいただきました。これがまず令和3年で、本当はいろんなものが回復すればいいわけですが、サケの場合はやはりこういうように2年続きの不漁ということで、その3年から4年、帰ってくる時期があるものですから、そこら辺を力強く支援していただきたい。そして、今課長のほうからの答弁で、ウニの磯焼け、それからいろいろとあるものですから、不漁のうちは何とかこれの継続を、町のほうでも厳しい財政だと思うのですが、よろしくお願ひするよう要望して終わりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 私も関連しますと、この水産振興費が3,300万円です。そして、また商工業になると2億7,000万円、林業振興になると1億4,600万円、何とか水産を振興するので、3,000万円に合えばそれでいいかとは思いますが、いろんなアイデアを駆使していただきながら、この海の活用というか、活性化というか、これについてもぜひ新年度に向けても検討なり、研究を重ねていただきたいということを質問なり、ご答弁がありましたらばお願いいたします。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

新年度におきましては、そのとおりでございますけれども、引き続き皆さんから情報をいただきまして、いろんな対策のほうは検討していかなければならないというふうに考えてございます。小本漁協さんのほうにおかれましては、独自に勉強もされてございます。そういった中で、一歩でも前に前進しながら、活性化のほうにつなげていきたいなと思っております。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） それでは、次に移りますが、席替えをお願いします。

それでは、6款商工費、1項商工費、2目商工鉦業振興費、質疑はありませんか。

13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） 18節で、ほぼ3,000万円コロナ関連で減額になっておりますが、これは当初見込んでいたことよりもこのぐらい減ったというのは、原因は何でしょうか。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 工藤総括室長。

○委員長（三田地久志君） 工藤総括室長。

○経済観光交流課総括室長（工藤健二君） お答えします。

当初予算組む段階で、銀行さん等から情報等を集めまして、これくらいの借入金でいけるのかなということで組んでおりますけれども、その後国のほうの別な借入金のほうの上限がどんどん上がっていきまして、3,000万円、4,000万円、6,000万円という上がっていきました。町のこの利子補給と国の利子補給の関係、国のほうをまず借りていただくということで制度設計していますので、その分で減ってきたというような状況でございます。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） では、次に進みます。3目地場産業振興費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） では、次に移ります。4目観光施設費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 以上です。

それでは、席替えをお願いいたします。

それでは、7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしですね。

次に移ります。2項道路橋梁費、2目道路維持費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 次に移ります。3目道路新設改良費、質疑はありませんか。

10番、どうぞ。

○委員（合砂丈司君） 14節の町道尾丸部線舗装工事、これは台風で延び延びになっていたけれども、

今年度舗装を完了していただきました。ありがとうございます。

ところで、それと関連するのですが、河川にも関連するのですが、委員長、よろしいですか。河川のこと聞きたいのですが。

○委員長（三田地久志君） どうぞ。

○委員（合砂丈司君） 河川がありますね、江川の入り口が。その河川が災害のときに道路から崩壊して、いまだに河川が整備されていない。あれは査定に入らなかったのかどうか。あれだけの被害を受けていてそのまま、一部は直しているのですけれども、あれ直すべきではなかったかと思うのですが、今後直す予定があるのかどうか。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 今の尾丸部線の入り口のところにある河川の部分ですが、あそこ部分は私も現地に出向いて確認をして、地権者さん、住民の方といろいろご協議させていただいております。その中で、当面やはり家側のほうが削れると困るということで、県のほうの残土とか、いろんなそういった石関係を使いながら補修をするということで今進めておりました。本格的な工事ということになれば、これはかなりの経費を要するような形かと思って見ておりましたので、これはまた別途ちょっと考慮していかなければならないなど。当面家側のほうはカーブが内側になりますので、石積み等で取りあえずは加えれば、何とかしのげるかなという形では考えておりますけれども、今後については状況を見ながら、あと大雨の際はパトロールをしながら、それで実施はしていきたいなと思っております。

○委員長（三田地久志君） 10番、どうぞ。

○委員（合砂丈司君） 特にも大きな災害が来ると、河川を越えて牛舎のほうへ来る可能性もあると思います。あれを越えると、本当に民家のほうまで来る。この前も台風するとき、ローラーとかもずつと下流まで流れた経緯もありますので、あれはブロック積みで整備する必要があったのではないかなと思うのですが。土砂が崩れたら、完全に川が埋まる可能性があるのです。そういうこの前のような台風災害が来ると、また同じような災害が出るような可能性があるのですが、再度その辺をご答弁お願いします。

○委員長（三田地久志君） 佐々木地域整備課長。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 当面は、我々のほうで応急措置のような形で、被害が出ないような手当てはしたいと思っております。引き続きパトロールをしながら、そして大雨の際

には危険箇所ということで、重点的にその辺は見て、そして被害が生じないようにはしたいと思えますし、もし次の大雨の際には補強というか、本格的な復旧ができるか、その辺も現地のほうを今のうちから調査しまして実行したいと思えます。

○委員長（三田地久志君） 10番、どうぞ。

○委員（合砂丈司君） その整備された舗装道路も傾斜があるものですから、道路に流れると、その辺そこに来る可能性が十分あるのです、あれ、平らでないから。ぜひあれは、要望ですけれども、できるだけ整備をお願いしたいと思ひまして、終わります。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） では、次に進みます。4目橋梁維持費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） それでは、次に進みます。3項河川費、1目河川総務費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 次に進みます。4項港湾費、1目港湾建設費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 進みます。5項都市計画費、2目公共下水道費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 進みます。6項住宅費、1目住宅管理費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） それでは、次に進みます。席替えをしなくてもいいのかな。

〔「このまま」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） このまま行きます。8款消防費、1項消防費、1目常備消防費、質疑はありませんか。

7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） ここで伺います、常備消防さん。今年コロナの関係でいろいろ緊急搬送とか、または類似の通報もあつたりするかと思うのですが、岩泉消防署においては、そういうふうな済生会との連携、もしくは宮古保健所との関係でのこういう事例はなかったのかどうかお願いします。

○委員長（三田地久志君） 和山防災課長。

○消防防災課長（和山勝富君） お答えいたします。

岩泉消防署管内、昨年1年間での救急活動でございますが、384件の出動がございました。このうち発熱が見られた患者さんが40人、呼吸器症状が見られた患者さん、発熱と重複される方もいらっしゃいますけれども、41人搬送してございます。今年に入りまして、58件の出動がありまして、発熱が12人、呼吸器症状8人となってございますけれども、いずれもコロナ関連の患者さんはいらっしゃいませんでした。

広域管内で見えますと、救急搬送後病院のほうから情報がフィードバックされまして、疑い例ということでPCR検査を行ったという方が2名いらしたようですけれども、この方々は全て陰性ということだったようです。もう一件、病院間搬送、転院搬送というのが1件ございまして、これ保健所さんのほうからの情報があつて、保健所さんで搬送するか、救急隊で搬送するかという協議がなされた結果、最終的にはこれは保健所さんのほうが搬送したというのが広域管内では、以上3件、こういった事例があつたというような状況でございます。

以上です。

○委員長（三田地久志君） ほかにはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、次に進みます。2目非常備消防費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 次に進みます。3目消防施設費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 進みます。5目災害対策費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） それでは、以上で8款終わりました。

席替えをお願いします。

それでは、9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 進みます。2目事務局費、質疑はありませんか。

3番、小松委員。

○委員（小松ひとみ君） 12 節の委託料の廃校管理委託料、この内容を教えていただけますか。

○教育次長（三上義重君） 小野寺総括室長。

○委員長（三田地久志君） 小野寺総括室長。

○教育委員会事務局総括室長（小野寺一徳君） お答えいたします。

廃校管理委託料といたしまして予算計上しておりますのは、旧校、学校統合によって閉校となりました学校施設につきまして、通常の草刈りとか草取り、あと校舎内外の清掃とか、そういう作業の部分を地区の自治会とか、あと老人クラブさん等が集まったの団体等に作業委託ということでお願いしている部分になりまして、現在3校の校舎、あとその他周辺の部分をお願いしているところでございます。

○委員長（三田地久志君） 3 番。

○委員（小松ひとみ君） この廃校に関してのこれからの計画というか、何らかの新しい動きはございますか。

○委員長（三田地久志君） 三上次長。

○教育次長（三上義重君） 旧校舎の活用につきましては、議会の都度質問のほうもございまして、現在は政策推進課のほうでのまずは音頭取りで、庁舎内での総括室長クラスの中でプロジェクトといたしますか、話もしてございましたが、今はまたその中で今後の、令和3年度以降の動きを検討しながら、旧校舎などの活用はまたちょっと次のレベルといたしますか、段階に今行こうとしているところでございます。

○委員長（三田地久志君） 3 番。

○委員（小松ひとみ君） やはり置いておけば、そのまま傷みも出てくると思うので、本当にコロナ禍の中、新しい価値観とか暮らし方、生かし方がどんどん変わってくると思うので、新しい考えを取り入れて、ちょっともったいないので、違う視点でちょっと計画を立てていってほしいと思います。よろしくお願いします。要望です。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） では、進みます。3目教員住宅管理費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 次に進みます。4目へき地教育支援センター運営費、質疑はありません

か。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 次に進みます。2項小学校費、1目学校管理費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 次に進みます。2目教育振興費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） それでは、次に進みます。3項中学校費、1目学校管理費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 次に進みます。2目教育振興費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なし。次に進みます。4項社会教育費、1目社会教育総務費、質疑はありませんか。

1番、島山委員。

○委員（島山昌典君） 今年度の成人式が延期ということで、非常に残念だったと思うのですが、来年も、いつやる予定か、ありましたらばお願いいたします。

○教育次長（三上義重君） 田鎖社会教育室長。

○委員長（三田地久志君） 田鎖室長。

○社会教育室長（田鎖康之君） お答えいたします。

今年度の成人式につきましては、コロナの関係で延期とさせていただきました。新成人のほうにもアンケート等を取りまして、来年度に延期ということで、時期等の照会もしましたが、来年度の成人の日の付近のところでの希望が多かったです。来年度の成人式の方々と同じ日にはしないで、連続して成人の日の前の土曜日、日曜日ということで、土曜日は今年度の対象者、日曜日は来年度の対象者ということで、2日間開催でやりたいと思っています。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、次に進みます。3目芸術文化費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 次に進みます。5項保健体育費、1目保健体育総務費、質疑はありませんか。

7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 12節の委託料で、教職員のストレスチェックがございますが、これについて報道では結構コロナも絡めて、ストレスが高まっているというふうな認識もあるのですが、岩泉町においてはどのような状態なのかをお願いします。

○教育次長（三上義重君） 中野教育指導室長。

○委員長（三田地久志君） 中野教育指導室長。

○教育指導室長（中野慎也君） お答えいたします。

教職員のストレスチェックにつきましては、今年度も実施しておりまして、7月にまず調査開始を行いまして、集計を9月に行っております。そして、その結果のところですけども、本年度は対象が144名おりまして、そのうちの高ストレス者が6名という状況になってございます。

○委員長（三田地久志君） 7番。

○委員（坂本 昇君） 7名の方が高ストレスというふうなときには、学校を休むような状態になるのか、それとも何らかの対処法で現在は改善のほうに向かっているのか、いかがですか。

○委員長（三田地久志君） 中野室長。

○教育指導室長（中野慎也君） お答えいたします。

その高ストレス者の内訳ですけども、そのうち1名の方が病気休暇となりまして、2か月ほど休んだんですけども、現在は復職しております。あとは、タイムカードを昨年9月の補正で予算をお認めいただきまして、その後購入をしております。現在は試験導入という形で3校、岩泉小学校、岩泉中学校、そして小本中学校で試験実施をしております。教職員の勤務時間管理を行っております。その結果につきましては、3月までのところの集計を進めまして、新年度のところで衛生推進委員会というのがあるんですけども、そちらのほうでその結果報告をして、フィードバックをして、次につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 7番。

○委員（坂本 昇君） 先生であり、先生であるがゆえに相談しづらかったり、先生がということ自分の責任を強く感じているために、ストレスを抱えながらも相談できないというふうなこともあ

るかもしれませんが、ぜひ教育委員会としても手を差し伸べていただきたいというのが、これは要望でありますし、もう一つは先生にストレスが起きるといふふうなことになる、このコロナですから、子供たちにはそういう状態が生じていないのか、お願いします。

○教育次長（三上義重君） 中塚指導主事。

○委員長（三田地久志君） 中塚指導主事。

○教育指導室長主事（中塚良久君） では、お答えします。

子供たちに対してなのですが、通常の学校どおり今現在は進んでおりますので、各学校のほうからコロナによって学校を休んでいるというふうな報告は、今のところ受けておりません。ただし、今後そのコロナの対策等々が長引く可能性がございますので、学校とも連携取り合いながら、学校のほうでは情報収集と児童生徒の観察を今後も続けていくところがございますし、それを受け取りながら、教育委員会のほうでも学校の支援のほうに回ってまいりたいなと思っております。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 先生、生徒、そうすると今度のご両親はじめ家庭の方々もこれに関連するかと思いますので、ぜひ細心の注意を払いながら事故のないように、これも要望させていただきますので、よろしくをお願いします。

○委員長（三田地久志君） 1番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） ここでちょっとお伺いしますけれども、今スポーツ少年団に在籍している生徒さんたちが各地区で運営が難しくなっているスポーツなどは、この岩泉に集まってきて練習しているところが多々見られるのです。父兄の皆さんの移動で負担が生じていて、これがどうにかならないかなど。迎えに行くのはいいのですけれども、共働きだったりすると、練習に間に合わせて連れてくるのがちょっと困難な家庭もあつたりとかして、何かそういった手だてはないのかなと相談をよく受けるのですけれども、何かしら聞き取りをしたりとか、何かそれに手を差し伸べることができないかなと考えているのですけれども、その辺はいかがですか。

○委員長（三田地久志君） 三上次長。

○教育次長（三上義重君） スポーツ少年団の活動に関しましては、実際中学校の部活動もそうなのですが、児童生徒数も減ってきておりまして、1つのチーム、1つの学校なり、1つのスポーツ少年団単体でのチームの編成というのはやっぱりなかなか難しい状況になっております。これは、岩

泉町、本町もそうですが、宮古市の管内でもやっぱりそういったチームが出てきておりますので、うちの岩泉町の中でもスポーツ少年団の中からそういった声も聞かれています。ということで、今は中学校の部活動の在り方と一緒に、スポーツ少年団のほうも編成の仕方を、ちょっとまた声を聞きながら進めていかなければなかなか解決できない問題だなと思っています。やはり面積が広いために、送り迎えが何しろ岩泉町が一番ネックになりますので、そのところはちょっと相談しながら進めていきたいと思っています。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） では、次に進みます。2目体育施設費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 次に進みます。3目学校給食費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なしですね。次に進みます。席替えはいいのかな。

〔「このまま」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） では、このままで10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 次に進みます。2目河川災害復旧費、質疑はありませんか。

8番、三田地委員。

○委員（三田地和彦君） 河川災害復旧費のほうとは関係ないのですけれども、今かなり河川が汚れています。これは、県工事、町のほうの工事があるかなと思うのですが、これが河川組合のほうであれば、これからマスの遡上が来ます。これは、河川組合の組合員の収入にもなります。それからあとは、3月に入ると我々のほうの養殖ワカメの、これがかなり濁りがひどいのです。それで、3月12日で工事業者と話をして、工事をストップしてくれるということなのですが、今河道の工事、県工事のほうでやっているものですから、すごい濁りなのです。取りあえず土日になると、県のほうの管理の目をくぐるというのか、かなりの濁りがあるものですから、これはこっちのほうでも強くは県のほうにも言いました。ですが、やっぱり町のほうの町民の生活に関わる問題もあるものですから、町のほうでもこれを強く県のほうに要望していただきたい。特に町の工事についてはやは

り工事の管理のほうをお願いしたいと思うのですが、そこらのご答弁をお願いします。

○委員長（三田地久志君） 佐々木地域整備課長。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 県の河川工事、それから町の河川工事、これらにつきましては、いろいろな協議会もそうですし、ふだんも県のほうとも様々な打合せ、協議をしながら進めております。岩手県においても、今盛んにちょうど小本川に河川工事が入っておりますので、気にしております、先ほどのような形で業者のほうにもかなり指導はしているようでございます。我々のほうも、今3月、今月1か月で締めとなる工事がありまして、河川工事をやらせていただいております。これについては、町の工事はこれまでもそうですが、これからもそういったところには配慮しながらやっております。あと、県のほうには、引き続きそういったところは注意するように、これは町民の生活がかかっておりますので、そこは工事との兼ね合いは様々あるかと思えますけれども、要請、要望はしてまいります。よろしく願いいたします。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） では、次に進みます。3項その他公共施設災害復旧費、1目その他公共施設災害復旧費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） それでは、次に進みます。11款公債費、1公債費、1目元金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。これで歳出の審査を終わります。

歳入に入ります。11ページをお開きください。1款町税、1項町民税、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 次に進みます。3項軽自動車税、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 9款地方特例交付金、1項地方特例交付金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 次に進みます。13款使用料及び手数料、1項使用料、質疑はありませんか。

か。

○委員長（三田地久志君） 次に進みます。14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 2 項国庫補助金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 15 款県支出金、1 項県負担金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 2 項県補助金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 3 項県委託金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 16 款財産収入、1 項財産運用収入、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 2 項財産売払収入、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 次に進みます。18 款繰入金、1 項特別会計繰入金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 2 項基金繰入金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 次に進みます。20 款諸収入、3 項貸付金元利収入、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 次に進みます。20 款諸収入、4 項雑入。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 次に進みます。21 款町債、1 項町債、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

これで歳入を終わります。

次に、第2表、繰越明許費補正に入ります。6ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

これで第2表、繰越明許費補正を終わります。

次に、第3表、債務負担行為補正に入ります。7ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

これで第3表、債務負担行為補正を終わります。

次に、第4表、地方債補正に入ります。8ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

これで第4表、地方債補正を終わります。

これで議案第9号の質疑を終わります。

これから議案第9号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎散会の宣告

○委員長（三田地久志君） 本日はこれにて散会します。

なお、明日は休会です。次は、3月3日午前10時から再開しますので、定刻までにご参集願います。

（午後 2時50分）

令和3年第1回岩泉町議会定例会条例補正予算審査特別委員会記録（第2号）						
招 集 年 月 日	令 和 3 年 2 月 3 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 役 場 大 会 議 室					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 議	令 和 3 年 3 月 3 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	閉 会	令 和 3 年 3 月 3 日 午 前 1 1 時 0 9 分				
出席及び欠席委員 出席13人 欠席0人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	委員 番号	氏 名	出欠 の別	委員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	畠山昌典	○	9	菊地弘巳	○
	2	畠山和英	○	10	合砂丈司	○
	3	小松ひとみ	○	11	畠山直人	○
	4	八重樫龍介	○	12	三田地泰正	○
	5	三田地久志	○	13	野館泰喜	○
	6	林崎寛次郎	○			
	7	坂本昇	○			
	8	三田地和彦	○			

正副委員長氏名	委員長	三田地久志	副委員長	八重樫龍介
委員会に出席した事務職員	事務局長	箱石良彦	副主幹兼 議事係長	大森淳一
	主査	石垣直美		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	町長	中居健一	副町長	佐々木宏幸
	教育長	三上潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木重光
	総務課長	三浦英二	政策推進課長	三上久人
	会計管理者兼 税務出納課長	中川英之	町民課長	山岸知成
	保健福祉課長	田鎖英明	経済観光交流課長	馬場修
	農林水産課長	佐々木修二	地域整備課長 兼復興課長	佐々木真
	上下水道課長	三上訓一	消防防災課長	和山勝富
	教育次長	三上義重	政策推進課参事	應家義政
その他の関係職員				
委員会日程	別紙特別委員会日程のとおり			
委員会に付した事件	別紙のとおり			
議事の経過	別紙のとおり			

令和3年第1回岩泉町議会定例会 条例補正予算審査特別委員会

委員会日程(第2号)

令和3年3月3日(水曜日)午前10時00分開議

1. 開 議

2. 付議事件

- (1) 議案第10号 令和2年岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- (2) 議案第11号 令和2年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- (3) 議案第12号 令和2年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- (4) 議案第13号 令和2年度岩泉町観光事業特別会計補正予算(第2号)
- (5) 議案第14号 令和2年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- (6) 議案第15号 令和2年度岩泉町水道事業会計補正予算(第3号)

3. 閉 会

◎開議の宣告

○委員長（三田地久志君） 条例補正予算審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午前10時00分）

◎議案第10号 令和2年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○委員長（三田地久志君） これから先日に引き続き、条例補正予算の審査を行います。

議案第10号からです。議案第10号 令和2年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） それでは、議案第10号 令和2年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、事業勘定におきまして保険給付費等の年間見込額に伴う所要の整理を行ってございます。

初めに、歳出からご説明をいたします。7ページをお開き願います。7ページ上段の2款保険給付費から8ページ中段となります5款保健事業費までにおきまして、年間の見込額による減額補正を行ってございます。

次に、8ページの下段を御覧願います。8款1項5目償還金、22節の国庫負担金等精算返還金で、令和元年度特定健康診査保健指導事業費負担金分の精算返還金といたしまして、61万8,000円を増額計上してございます。

次に、歳入でございます。4ページをお開き願います。4ページ上段の3款1項2目、新型コロナウイルス感染症対応分の災害臨時特例補助金12万6,000円を追加してございます。これは、新型コロナウイルス感染症に係ります国民健康保険税の減免について、減収分を補填する国の補助制度が設けられておりますことから、その歳入を見込んだものでございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（三田地久志君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、先に歳出を項ごとに、その後歳入を一括で審査したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、先に歳出を項ごとに、その後歳入を一括で審査することに決定いたしました。

これから歳出の質疑を行います。6ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、質疑はありませんか。

2番。

○委員（畠山和英君） おはようございます。それでは、この総務管理費のところで質問をします。

まず今年、インフルエンザ予防接種の効果があったのでしょうか。何かインフルエンザが流行と
いうか、はやるといいでしょうか、ないわけでありませんが、これによって給付費、その支払い等も
かなりの減額になる見込みでしょうか、お願いします。

○町民課長（山岸知成君） 浦場室長。

○委員長（三田地久志君） 浦場室長、答弁。

○国保年金室長（浦場多美男君） お答えします。

今年確かにインフルエンザの状況が例年に比べて出ていないようにはこちらも捉えておりますが、
給付費全体の状況としてお話しさせていただきます。例年給付費につきましては、12月から1月に
かけて減少する傾向にございますが、今年度はやはり新型コロナウイルスの影響があるのか、5月、
それから8月、そして10月から11月、12月にかけて例年よりは若干減少している状況でございま
す。やはり5月につきましては、緊急事態宣言がございましたし、8月につきましては、7月に県
内で新型コロナウイルス感染の発症があったというところでの減少の影響があったものと捉えてお
ります。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 2番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 今インフルエンザでお聞きしましたけれども、コロナのほうの関係か、給付
費が減額傾向と。

それで、次に移ります。今国保会計の事業ですが、県の一本化と申しましょうか、県下で一本に
なっているわけですが、それが今年度は、2年度は3年目というふうなことかなと思います。それ

で、この事業を実施して、2年度もそろそろ終わるわけでありませけれども、これの3年間、今年度の状況を見て、国保事業の運営に当たって、やっぱり町の国保の事業の運営に当たっては、やはり一本になったのがよかったのかなとか、いや、そうでもない、同じなのかとか、そういう点について伺います。

○委員長（三田地久志君） 山岸課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

平成30年度より国保の運営は、県との共同運営ということで変わってきております。その考え方がいいますか、国保税の関係がまず1つは大きな部分になるわけですが、国保税については統一する方向は示されていますが、具体的な時期等は今現在示されていないところで、今後も検討されていくところです。

それから、一本化となってよかったこととか悪かったこととかあるわけですが、平成30年度あたりは、県で国保税の基準というのを示すのですが、その基準はうちのほうで賦課している国保税の割合よりも高いところでした。ところが、直近であれば新年度で令和3年度の予算を組んでいるわけですが、そこで示されている国保の基準というか、国保税の基準については低く出ておまして、3年の中で最初はもっと高くしなさいというような数字だったのですが、最近であれば余裕があるような数字になってきております。ただ、この数字というのは、今のこの3年間の中でお話しさせていただきましたけれども、今後どのように医療費がかかってくるかによって、また変化もあるところですので、3年だけで評価をするというのは難しいところではあるのですが、最近では税率に少しの余裕といえますか、そのこともあって、今回国保税率の改正はお願いしていないわけですが、そういったような状況に今のところはございます。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 2番。

○委員（畠山和英君） もう一点。今ちょっと答弁で触れました、給付とか支払いは全体と一緒に払っているわけですが、そうしますと税、これらについては、やっぱり県下で今後統一される方向とかがあるかと思いますが、その見通し等はどんな状況でしょうか。

○委員長（三田地久志君） 山岸課長。

○町民課長（山岸知成君） 統一するという方針は、国としても示しております。ただ、その時期をいつにするかというのは、各都道府県で協議をしている段階でありまして、明確に今の段階でいつ

からというのは、まだ示していない状況です。私が見る限りでは、10年先とかそのぐらいの Spann になるのではないかなとは思っているところです。

以上です。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしですね。

次に進みます。2項徴税費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） では、次に進みます。2款保険給付費、1項療養諸費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 次に進みます。3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 次に進みます。2項後期高齢者支援金等分、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 次に進みます。3項介護納付金分、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 次に進みます。5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、質疑はありませんか。

1番、どうぞ。

○委員（畠山昌典君） おはようございます。ここの12節、特定健康診査等委託料の150万円減額の原因をお聞かせください。

○委員長（三田地久志君） 田鎖課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） お答えいたします。

ここの委託料につきましては、特定健康診査委託料ほか4項目、全部で5項目の委託料を設けておりますが、今お話ししました特定健康診査委託料につきましては、当初900人を見込んでいたところが792人となりましたところであります。また、特定保健指導委託料につきましては、予防医学

協会に毎年委託をしている事業でございまして、これが今回のコロナの関係で、各市町村とも健診関係がずれ込んでしまっていて、それらが全てしわ寄せで、当町においては委託ができなかったというふうな中身でございます。この2つが大きな要因となっております、特定保健指導につきましては、コロナ禍ではありますけれども、保健師が努めて訪問指導というふうな中で取り組んで、大きな病気の発見とか、そういうところはなかったものと認識しているところであります。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 1番。

○委員（畠山昌典君） そうすると、このコロナ禍で検査を受ける人が少なくなった。これからの見通しはどういったふうになると予測していますでしょうか。同じように減っていくのか、そういったところはどうかお考えですか。

○委員長（三田地久志君） 田鎖課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 今年度のコロナの状況を、皆様のほうに今までもいろいろ周知しておりました。予防をして、それぞれ健診を受けていただければ、これまでも町内で誰ひとりとして感染がなかったというふうなところもございますので、その点もまたさらに再周知しながら、来年に向けていくわけですが、来年はもっと増えることとなるというふうにご考えております。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ進みます。8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、歳出の質疑を終わります。

次に、歳入の質疑を行います。4ページをお開きください。歳入は一括質疑です。4ページ、5ページです。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、歳入の質疑を終わります。

これで議案第10号の質疑を終わります。

これから議案第10号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 討論なしと認めます。

これから議案第 10 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第 11 号 令和 2 年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

○委員長（三田地久志君） 議案第 11 号 令和 2 年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） 次に、議案第 11 号 令和 2 年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）でございます。ご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の年間見込額に伴いまして、所要の整理を行ったものでございます。

歳出でございます。5 ページをお開き願います。2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金で 244 万 2,000 円を増額計上してございます。

次に、歳入でございます。3 ページをお開き願います。1 款 1 項 1 目特別徴収保険料で、現年度分を 147 万 4,000 円増額計上するものでございます。

以上でございます。ご審査をお願いいたします。

○委員長（三田地久志君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、先に歳出を一括、次に歳入を一括で審査したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は先に歳出を一括、次に歳入を一括で審査することに決定いたしました。

これから歳出の質疑を行います。5 ページをお開きください。質疑はありませんか。

1 番、どうぞ。

○委員（畠山昌典君） 2 款 1 項 1 目の後期高齢者医療広域連合納付金、これは傾向といたしましては年々増えていっているのか。あとは、今後の見通しをどう見ているのかお示してください。

○町民課長（山岸知成君） 浦場室長。

○委員長（三田地久志君） 浦場室長。

○国保年金室長（浦場多美男君） お答えします。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、こちらは本町が、市町村が徴収した保険料と低所得者等の保険料の軽減分に係ります一般会計繰入れ、こちらの保険基盤安定負担金を広域連合へ保険料負担金として納付するものでございますが、今回は保険料のほうと保険基盤安定負担金については減額ということにしておりまして、歳出の広域連合への負担金については、これは増額としております。今回のこの増額としましては、まだ 2 月、3 月の保険料が確定していないため、若干余裕を持たせているというものでございます。それで、傾向といたしましては、先ほど申し上げたとおり、保険料の部分で均等割の軽減率が令和元年から令和 2 年度にかけまして、割合が縮小になっております。そういったことから、保険料が調定額で言いますと約 250 万円増額しているということもありますので、保険料の増額に伴いまして、納付金のほうもやはり増額という傾向にあります。

それで、今後の見通しとしましては、均等割の割合の減少が 3 年度で本来の減少割合になることから、大きくは増えないというふうには思っておりますが、ただ被保険者の方が、今団塊の世代の方が、これから今度後期高齢者医療のほうに移っていくと思いますので、被保険者の方が増える部分については、若干の増額が見込まれるものと捉えております。

以上です。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、歳出の質疑を終わります。

歳入に入ります。3 ページ、4 ページを御覧ください。質疑はありませんか。歳入も一括です。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、歳入の質疑を終わります。

これで議案第 11 号の質疑を終わります。

これから議案第 11 号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 討論なしと認めます。

これから議案第 11 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第 1 2 号 令和 2 年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

○委員長（三田地久志君） 議案第 12 号 令和 2 年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） 議案第 12 号 令和 2 年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について説明をいたします。

今回の補正は、事業勘定におきまして、保険給付費等の年間見込額に伴う所要の整理を行ってございます。

初めに、歳出からご説明をいたします。7 ページをお開き願います。7 ページの下段、2 款 1 項 1 目の介護サービス等諸費では総額 537 万円の増額、8 ページの中段、2 款 2 項 1 目の介護予防サービス等諸費では 72 万 4,000 円の増額計上を行ってございます。

次に、10 ページをお開き願います。5 款 1 項 3 目の介護給付費負担金等返還金では、過年度の国庫支出金等精算返還金 116 万円を増額計上してございます。この内訳でございますが、まず令和元年度地域支援事業の精算返還金といたしまして、115 万 7,000 円を計上してございます。このほか、会計検査での指摘によります岩手県への平成 26 年度介護給付費負担金分の返還金 3,000 円を計上してございます。

次に、歳入をご説明申し上げます。4 ページをお開き願います。4 ページの中段でございます。2 款 2 項 4 目の保険者機能強化推進交付金 176 万 6,000 円を増額計上してございます。同じく 5 目

保険者努力支援交付金では198万4,000円を追加してございます。これらの交付金は、いずれも強化項目の達成状況に応じまして、国から交付されるものでございまして、今年度の交付見込みに合わせて補正をするものでございます。

なお、保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援等に向けた取組の推進を目的とするものでございまして、保険者努力支援交付金は介護予防、健康づくりに資する取組の重点化を目的とするものでございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしく願いをいたします。

○委員長（三田地久志君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、先に歳出を項ごとに、その後歳入を款ごとに審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、先に歳出を項ごとに、その後歳入を款ごとに審査することに決定しました。

これから歳出の質疑を行います。7ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 次に進みます。3項介護認定審査会費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 次に進みます。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、質疑はありませんか。

7番。

○委員（坂本 昇君） ここの施設介護サービス給付費が3,470万円ほど増額になっております。これについての傾向というか、これの分析をしてあるかどうか、お願いします。

○町民課長（山岸知成君） 佐々木室長。

○委員長（三田地久志君） 佐々木室長。

○長寿支援室長（佐々木 仁君） お答えいたします。

まず、分析というか、状況ということで把握している部分についてお答えしたいと思います。今年度1月分までの年間の給付実績ベースで、年間比較、前年と比較をすると、それだけでも総額の

3.6%程度増、全体的に増えているという状況でございます。そこに係る背景という部分なのですが、こちらが昨年度から特定加算ということで、介護職員の処遇改善加算、これまでも実施されているのですけれども、追加で特定加算というものが実施されております。その部分の影響によるものが1つあります。

あともう一つは、町外の方での特別養護老人ホーム等の利用者さんがあった場合、こちらについても大体10人程度ですか、そちらの方の利用者の増、1人当たり月に施設を使う分になりますと30万円程度になりますので、年間積み上げるとこれぐらいの金額が少なくとも必要となるというふうな要因を分析しているところでございます。

あと、岩泉町としての傾向という部分でのお話をしますと、これは例年の話ではありますけれども、冬期間の施設の越冬目的ですか、それで短期的に施設のほうに入所される傾向が多いことがあります。

以上でございます。

○委員長（三田地久志君） 7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） こういう介護給付費というか、これが年々なり1期ごとに増えているという状態を今回踏まえながら、今説明があったように、どういうところが増えて、あと入所者のかかる費用がどういった傾向にあるのかというのを分析しておいていただければ、その病気になる前の措置の対応策になるのではないかなというふうなことから質問いたしました。第8期も始まりますが、ぜひ9期に向けては、そういうところからまめに対応策を検討しておいていただければ、次につながるのではないかとということでございました。これは、意見でございます。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、次に進みます。2項介護予防サービス等諸費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 次に進みます。3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 次に進みます。2項一般介護予防事業費、質疑はありませんか。

4番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） この地域支え合い活動推進事業補助金、ほぼ皆減に近い100万円の減ですが、この内容をお伺いします。

○町民課長（山岸知成君） 佐々木地域包括支援センター室長。

○委員長（三田地久志君） 佐々木地域包括支援センター室長。

○地域包括支援センター室長（佐々木慶子君） お答えします。

今年度の状況としましては、年度当初から計画のほうはなされていたところではあるのですが、コロナの状況で開催につながらなかった、あるいは見込まれていたところも休止状態というところで、なかなか展開できていなかったところがございます。

○委員長（三田地久志君） 4番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） そこで、この地域支え合い活動の方は、まさしく老老介護のような状況にあると思われるので、間隔が空いてしまうと、どうしても減入ってしまうというか、やる気がなくなってしまうと思いますので、ぜひ下支えをして、コロナが終息した暁には、また支え合いの活動が始まるように役場のほうでも見守っていっていただければと思いますが、その辺はいかがですか。

○委員長（三田地久志君） 山岸課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

まさにそういった下支えというのは、我々が積極的に行わなければならないというふうに考えております。任意団体等と、その辺の活動もあるわけですが、今お話したとおり、中止状態にあるところもあります。そういった団体については、我々からの連絡は切らさないように対応しておりまして、どうしてもやっぱり地域に入るとコロナが心配されるというような声も上がっているようですけれども、我々が声をかけながら、再開しやすいような環境を整えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 次に進みます。3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・特定事業費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、次に進みます。4項その他諸費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 次に進みます。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） これで歳出の質疑を終わります。
歳入に入ります。4ページを……

〔「10ページの2項繰出金」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 失礼しました。申し訳ございません。
2項繰出金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） これで歳出の質疑を終わります。
歳入に入ります。4ページをお開きください。2款国庫支出金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 次に進みます。3款支払基金交付金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 次に進みます。4款県支出金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 次に進みます。6款繰入金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 7款繰越金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、歳入の質疑を終わります。
これで議案第12号の質疑を終わります。

これから議案第12号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〔「席替えをお願いします」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） しばらくお待ちください。

◎議案第13号 令和2年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）

○委員長（三田地久志君） 議案第13号 令和2年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） 議案第13号 令和2年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、年間の見込額に伴います所要の整理を行ったところでございます。

歳出から申し上げます。4ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費では、総額266万2,000円の減額、2目龍泉洞管理費では総額221万1,000円の減額計上をしております。

次に、歳入をご説明申し上げます。3ページをお開き願います。1款1項1目の施設観覧料では、総額で1,304万8,000円の増額計上をしております。なお、年間の入洞者数につきましては、一般と団体を合わせまして7万6,000人を見込むものでございます。

次に、同じページの中段、3款1項1目財産貸付収入でございますが、建物貸付収入830万円を減額計上しております。これは、龍泉洞温泉ホテルの貸付けにつきまして、無償で貸し付けることの議決を賜っておりますので、今回の補正予算におきまして減額計上するものでございます。

以上でございます。ご審査をお願いいたします。

○委員長（三田地久志君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、先に歳出を一括、その後歳入を一括で審査したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、先に歳出を一括、その後歳入を一括で審査することに決定いたしました。

これから歳出の質疑を行います。4ページ、5ページをお開きください。質疑はありませんか。

7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 12節委託料で、観光地環境整備委託料ということで、龍泉洞がいろいろな冬の氷の芸術とか、それからライトアップとか、本当に工夫して町内外からのお客さんが来て楽しめるように頑張ってもらっていましたと認識しております。そこで、せっかく観光地の環境整備委託料というのを65万円なり66万円いただきながら、36万円という減額があります。これについては、もうちょっと頑張ってください、龍泉洞の環境整備をしていただけたらと思うのですが、そのお考えをお願いします。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 菊池観光交流室長。

○委員長（三田地久志君） 菊池観光交流室長。

○観光交流室長（菊池修二君） お答えいたします。

1款1項1目の中にあります観光地環境整備委託料につきましては、龍泉洞とまた別でございます。主に熊の鼻展望台ですとか、そういった観光施設の修景作業を行うための予算でございます。令和2年度につきましては、2回ほどの環境整備を予定しておりましたが、地元の自治会と相談をしまして、熊の鼻展望台、あと茂師地区の修景作業を1回やらせていただいております。

ちなみに、龍泉洞につきましては、今回補正の中では出ておりませんが、龍泉洞管理費の中で修景作業委託がございまして、そちらのほうは有効に活用させていただいております。

○委員長（三田地久志君） 7番。

○委員（坂本 昇君） 熊の鼻ということで、私も上がってみると、どうしても手すりというか、あれの関係がもうちょっと補強したほうが安全性が高まるなというふうなところもありますので、そこら辺のところはまた気を配っていただきたいと思います。

もう一つは、観光地といった場合には、龍泉洞が含まれませんというふうなことにもなりかねないので、ここのところは、観光地と言ったならば龍泉洞もありということでもいいのかねなりましたが、これは予算の組立て上しようがないのでしょうか。

以上でございます。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、歳出の質疑を終わります。

次に、歳入に入ります。3ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、歳入の質疑を終わります。

これで議案第13号の質疑を終わります。

これから議案第13号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〔「席替えをお願いします」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） しばらくお待ちください。

◎議案第14号 令和2年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○委員長（三田地久志君） 議案第14号 令和2年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） 議案第14号 令和2年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、年間の見込額に伴う所要の整備を行ってございます。

歳出でございます。4ページをお開き願います。4ページの下段となります。1款1項総務管理費で、総額128万9,000円の減額計上を行ってございます。

次に、歳入でございますが、4款1項1目一般会計繰入金で128万9,000円を減額計上するものでございます。

次に、2ページをお開き願います。第2表、繰越明許費でございます。今回の繰越明許費につきましては、1款2項のマンホールポンプ改築更新事業で1,401万5,000円、同じく岩泉浄化センター改築更新事業で1,471万1,000円の繰越しをお願いするものでございます。

以上でございます。ご審査をお願いいたします。

○委員長（三田地久志君） 提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。審査の方法ですが、歳入歳出一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、歳入歳出一括で審査することに決定しました。

これから歳入歳出の質疑を行います。4ページをお開きください。質疑はありませんか。

7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 歳出のほうの施設管理費で公共下水道の管路の電気料が皆減になっています。

この管路の点検の場合の決まりというか、何年に1回は管理しなければならないのだと、それからどういうふうにするのだというふうなのがおありであれば、それをまずお願いします。

○上下水道課長（三上訓一君） 日吉総括から。

○委員長（三田地久志君） 日吉総括室長。

○上下水道課総括室長（日吉 理君） 管路巡視点検のサイクルと申しますか、どの程度ということで、これまでの岩泉町の部分ですと、管路敷設、道路上に大体25キロぐらい敷設しておりまして、それを5年サイクルぐらいで点検しておりました。ですので、年間で5キロ程度を5年かけてというふうなことでございます。ただ、今後につきましては、その期間をもう少し平準化して延ばしても、その流下能力等には特に支障がないのかなというふうに思っておりましたので、若干5年のサイクルを7年にするかというふうなことも、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 5年から7年にかけて管路点検をするということでございます。ところが、今年は105万6,000円皆減になっております。この理由についてお願いします。

○上下水道課長（三上訓一君） 日吉総括。

○委員長（三田地久志君） 日吉総括室長。

○上下水道課総括室長（日吉 理君） 今年度は、入札執行いたしましたところ、不調になってしまいました。原因としては、春先に新型コロナの関係で、汚水の部分についての影響がどの程度あるのかというのが、国の通知等々ございまして、なかなか県内全般的にそういう巡視点検を実施していなかった状況がございます。その辺の状況がある程度判断が示された中で、当町としても入札執行を図ったところなのですが、逆に業務が重複してしまっ、業者のほうももう手持ち業務でいっぱいだというので、そういう不調の原因がございました。

それで、見直し等をかけまして、再度入札を図ろうかなと思ったのですが、そうしますと今度は点検の期間が冬の期間に入ってしまうということになりますと、道路の路面上を巡視しながら点検するというので、どうしても通行制限かける場合に、交通事故とかそういう要らない事故が懸念されたということになりますので、今回は入札のほうは見送った形。ただし、除雪等々でマンホールの蓋とかを破損してしまったりするケースもございますので、これについては緊急輸送道路、国道 455 号ですとか、県道久慈岩泉線ですとか、その辺の部分につきましては、直営といいますか、町のほうでパトロールをして、道路のほうに特段段差がなくて、除雪に支障がないものを確認したということで調査を終えたような形にしております。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 4 番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） ここで現在のこの下水道への接続率というのか、あと今後の見通しについてお伺いします。

○上下水道課長（三上訓一君） 日吉総括室長。

○委員長（三田地久志君） 日吉総括室長。

○上下水道課総括室長（日吉 理君） これ令和元年度末で水洗化率が 71.5%になっております。住民の移動がありますので、不確定要素はございますけれども、現在 2 月末ぐらいで 72.7%まで伸びております。年間 2%程度の伸びということになりますので、年度末も、集計すればそのぐらいの数値になるかなと思っております。ただ、今後の部分につきましては、どうしても人口全体が減ってきている中での部分で、つないでいただく方は当然出てくるわけですが、工事するといつても一回に 80 万円から 100 万円程度ぐらいかかるような状況がございますので、大きな伸びというふうなものは、なかなか現実的には難しいかなというふうに捉えております。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 4番、どうぞ。

○委員（八重樫龍介君） そこで金額がかかるわけですがけれども、補助率を上げて接続率をもっと高めるとか、そういう考え等はございますか。

○委員長（三田地久志君） 三上課長。

○上下水道課長（三上訓一君） 公共下水道区域の加入率の増加という課題がありますけれども、岩泉町の公共下水道、平成11年度から供用開始という中で、現在約72%ということで、地区の皆さん方、協力いただける方についてはおおむね協力して加入しているという実態があるというふうに認識しておりますが、残っている方は、やはり高齢の方でありますとか、あと住宅が賃貸である方とか、今使用している方が自分だけの意向で簡単に接続というのが、なかなか判断が難しいというケースも、やはり相談を受けている中では聞こえてきております。ただし、我々もやはり事業の安定経営の関係から、できるだけ加入率のほうにつきましては伸ばしていきたいということから、7節の報償費でもありますが、新たに加入した場合、一括でその負担金を納めていただける場合は報奨金等も用意しております。まずは、現在は呼びかけも含めた形で加入率については上げていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 2番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 今に関連してですけれども、公共施設とかそういう住民以外の施設は接続していないところはないですね。確認です。

○委員長（三田地久志君） 三上課長。

○上下水道課長（三上訓一君） 公共施設につきましては、おおむね接続しているという認識でありますし、あと来年度、残っている施設も接続したいということで確認取っている施設もありますので、そうすると来年度についてはおおむね100%になるというふうに認識しております。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） これで歳入歳出の質疑を終わります。

次に、第2表、繰越明許費に入ります。2ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） これで第2表、繰越明許費を終わります。

これで議案第14号の質疑を終わります。

これから議案第14号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第15号 令和2年度岩泉町水道事業会計補正予算（第3号）

○委員長（三田地久志君） 議案第15号 令和2年度岩泉町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上上下水道課長、どうぞ。

○上下水道課長（三上訓一君） それでは、議案第15号 令和2年度岩泉町水道事業会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、最終予算でございますことから、収入支出とも執行状況に応じた精査を行い、予算計上しておるところです。

それでは、4ページからの予算事項別明細書の収益的収支、そして資本的収支の支出、収入の順でご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。収益的収支の1款1項5目1節の固定資産除却費で3,715万4,000円を減額しておりますが、これは県の河川改修工事の進捗により、当初除却予定だった配水管布設工事が見送られたことによるものでございます。

次に、6目15節工事請負費で489万8,000円計上しておりますが、これは県の河川改修事業に伴う消火栓移設等に係る費用であり、消火栓は水道事業の固定資産とはならないため、本費目に計上し、整備するものでございます。

4ページにお戻り願います。1款1項3目1節の受託工事収益で190万6,000円計上しておりますが、これは県の河川改修事業による移設する消火栓設置に係る経費で、一般会計で負担する金額となっております。

また、2項5目1節の雑収益で277万7,000円増額しておりますが、これは同じく消火栓移設に係る県からの物件移転補償費ということで計上しております。

8ページを御覧いただきたいと思います。資本的支出の1款1項1目15節工事請負費で1億2,708万8,000円減額しておりますが、これは県の河川改修事業の進捗状況により、今年度中の実施が見込めない水道施設の工事を見送ったことによるものでございます。

7ページにお戻り願います。資本的収入の1款4項1目1節の物件移転補償費で1億1,409万1,000円を減額しておりますが、これは資本的支出の減額に伴う特定財源を減額するものでございます。

1ページにお戻り願います。収益的収入総額が3億7,862万7,000円に対し、2ページの支出総額が4億5,997万4,000円と収益的事業は8,134万7,000円の赤字予算となるものでございます。

続いて、3ページをお開き願います。資本的収入総額が1億6,832万8,000円に対し、支出総額が2億4,105万円と、本事業は7,272万2,000円の赤字予算となるものでございます。

9ページをお開きいただきたいと思います。先ほど説明しました赤字予算計上に伴う不足額につきましては、水道事業特別会計財政調整基金等をもって、実際に不足する金額を補填する計画としております。この見込額としては、本事業予定キャッシュ・フロー計算書後段の資金減少額の9,016万7,000円を見込んでおり、令和2年度末の資金残高としては2億5,990万7,000円を見込んでいるところでございます。

続いて、11ページをお開き願います。本表は、令和2年度の期末予定貸借対照表となります。表下段のとおり、資産合計及び負債資本合計は、それぞれ45億6,990万円となり、減価償却費や固定資産除却費、資金支出に伴い、令和2年度で2億7,800万8,000円の資産が減少する状況の事業となるものです。

以上、本補正予算の説明といたしますので、ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（三田地久志君） 提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、先に収益的収入及び支出の支出を項ごとに、収入を一括で、次に資本的収入及び支出の支出を一括で、収入を一括で審査したいと思います。これにご異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は先に収益的収入及び支出の支出を項ごとに、収入を一括で、次に資本的収入及び支出の支出を一括で、収入を一括で審査することに決定しました。

これから収益的収入及び支出の支出の質疑を行います。

5ページをお開きください。1款水道事業費用、1項営業費用、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 次に進みます。2項営業外費用、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 次に進みます。3項特別損失、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、支出の質疑を終わります。

これから収入の質疑を行います。4ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、収入の質疑を終わります。

これで収益的収入及び支出の質疑を終わります。

次に、資本的収入及び支出に入ります。先に、支出の質疑を行います。8ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、支出の質疑を終わります。

これから収入の質疑を行います。7ページをお開きください。質疑はありませんか。

12番、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） 質疑の方法もあれだけども、これはやっぱり収入と支出を絡めた中で、そういう中での質問にさせていただきますが、今この水道事業会計の話をつたったわけですが、このままいくと、毎年赤字でという感じを私は受けたのです。そうした場合に、当局とすれば何年後にこの水道会計がいわゆる黒字に好転するのの見通しがあれば、この時点でお伺いしたいと思います。

○委員長（三田地久志君） 三上課長。

○上下水道課長（三上訓一君） お答えいたします。

ご質問のとおり、今年度も赤字予算ということで、現在の見込みとしても来年度も赤字予算を計上せざるを得ないという状況と見込んでおります。その不足分として、令和元年度の3月補正予算で基金への積み増しということで、約2億4,300万円ほど計上して、その分を今回の不足財源に充てるという形にしております。そういうことで、その金額は令和2年度からの3年度分ということでこれまでも説明してきたところですが、今言われました何年度をもって黒字ということの質問につきましては、現状のやはり契約戸数が急激に増えない限りは黒字は難しいというふうに思っております。ですので、今回水道事業が公営企業会計に移行しました。そういうことから、我々事業を執行する側とすれば、2年ほどの事業経営の実態を見ながら、どういう在り方が望ましいのかは議論を深めていかなければならないというふうに考えておりますので、現在まず令和4年度までの不足財源につきましては、何とかその今計上している基金の中でやりくりはできるかなとは思っておりますが、それ以降につきましては、いろんな意見をいただきながら、この水道事業の将来の在り方というものをご協議していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 12番、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） 前にも伺ったような気がするのですが、同じ町民でありながら、いわゆるこういう会計にのらないような水道受給者の方々もいるわけだ。いわゆる同じ町民であって、何となく不公平感を感じるの方々もいるわけです。それを毎年一般会計からの繰入れとなれば、何となく不公平感を感じるような感じがするので、もしそうなった場合は、町民誰でもこういう水道の利便性というか施設を、まだ沢水なり地下水を利用しているその地域においては、できるだけ解消して、そしてまた町民が等しく水道事業に参加できるような仕組みも私は大切だと思っておりますので、何とかそこら辺を調査して、町民がまさに命の水を安全に、安心していただくような、そういう環境を整えていくべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（三田地久志君） 三上課長。

○上下水道課長（三上訓一君） ただいまの質問につきましては、私どもも同様の意見というふうに思っております。やはり町管理水道区域と区域外水域の町民の方がいるのが事実ですので、まず区域外の皆さん方には、現在も補助要綱を設けまして支援をしております。台風10号につきまして

も、特別の補助要綱を整備して支援しておったところですが、やはり毎日使う水ですので、何らかの事情でこれまでの水道が使えなくなったりとか、困っているという部分につきましては、現在の補助要綱を対象にしながら、支援のほうは継続していくという考え方を持っておりますので、そういう方々に対する支援も継続していきたいというふうに考えております。

○委員長（三田地久志君） 13 番。

○委員（野館泰喜君） この資料から見ると、大体 1 年に 1 億円ぐらいの赤字で推移するというふうに読めるのですが、下水道もやはり同じ 1 億円ぐらいの赤字だと私は捉えています。下水道に関しては、あくまでも旧岩泉町だけの話、そこに全町の町民の今 12 番委員が言った公平性を考えると、若干疑問符があるわけです。そういった中で、しかしながらこれから岩泉町を運営していくに当たっては、そのことは今現在の下水道も維持していかなければならないし、水道事業においても現状を維持していくべきだと思います。そこで、黒字云々という話になると、水道料の値上げしかないのです。世帯数は上がらないと思っておりますので、そこで安易に値上げに行かないで、この地域ではこの状況というのはやむを得ないのだという認識の下に、安易に水道料の値上げに行かないようにこれからの組立てを考えていただきたいと思うのですが、そういった全体についてのご答弁をお願いします。

○委員長（三田地久志君） 三上課長、どうぞ。

○上下水道課長（三上訓一君） ただいまのご質問の水道料金の値上げについて、安易に行わないようにということで、この内容については当然我々も同様というふうに考えております。

水道料金につきましては、水道条例のほうで設定しておりますので、仮に改正ということになれば、やはり議会の場でもご議論はいただくこととなりますが、経営をする我々とすれば、どういう在り方が岩泉町の水道事業にとって一番ベストな方法なのかというのは、先ほども申しました令和 2 年度、3 年度の執行状況、決算の状況を見ながら、ご提案申し上げながら、そして仮に改正するにしても、どういう在り方が望ましいのかというのは、幅広く議論していきたいというふうに思っております。ですので、現在の段階で値上げするとか、これくらいとか、そういうのは全くございませんので、今後の大きな課題として我々としては対応していきたいというふうに考えております。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、収入の質疑を終わります。

これで資本的収入及び支出の質疑を終わります。

次に、企業債に入ります。議案第 15 号の第 5 条、企業債を御覧ください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、企業債の質疑を終わります。

次に、他会計からの補助金に入ります。第 6 条を御覧ください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、他会計からの補助金の質疑を終わります。

これで議案第 15 号の質疑を終わります。

これから議案第 15 号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 討論なしと認めます。

これから議案第 15 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもって本委員会に付託された議案の審査は全部終了しました。

委員長報告の作成については、私に一任願います。

◎閉会の宣告

○委員長（三田地久志君） 以上で条例補正予算審査特別委員会を閉会します。

（午前 11 時 09 分）

岩泉町議会委員会条例第27条の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

令和3年第1回岩泉町議会定例会
条例補正予算審査特別委員会委員長

三 田 地 久 志
